

ひまわり園外構改修工事

図面リスト	
A-01	特記仕様書(1)
A-02	特記仕様書(2)
A-03	特記仕様書(3)
A-04	附近見取図・改修前配置図
A-05	仮設計画図
A-06	【塀A】改修前・改修後配置詳細図
A-07	【塀A】改修前・改修後立面図・断面詳細図
A-08	改修前全体配置図(南側)
A-09	改修後全体配置図(南側)
A-10	【塀B】改修前配置詳細図・断面詳細図
A-11	【塀B】改修後配置詳細図・断面詳細図
A-12	【塀B】改修前・改修後塀立面図
A-13	【塀C】改修前配置詳細図・断面詳細図
A-14	【塀C】改修後配置詳細図・断面詳細図
A-15	【塀C】改修前立面図
A-16	【塀C】改修後立面図
A-17	【塀D】改修前配置詳細図・塀立面図
A-18	【砂場】改修前平面図・断面詳細図
A-19	【砂場】改修後平面図・断面詳細図
A-20	【水飲み場・足洗い場】改修前詳細図・断面詳細図
A-21	【水飲み場・足洗い場】改修後詳細図・断面詳細図

いわと設計事務所

2024.04

ひまわり園外構改修工事 特記仕様書





I 工事概要
 1. 工事場所 高知市丸ノ内一丁目6番46号
 2. 工事種目 (1) 外構改修一式
 3. 関連工事等 ・電気設備工事 ○機械設備工事 ・ガス設備工事 ・昇降機設備工事 ・植栽工事
 ・合併処理装置設置工事 ・外構工事
 4. 概成工期 完成期限の()日(令和 年 月 日) (1.2.1)

II 建築工事仕様
 1. 特記仕様
 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。
 ○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。
 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
 2. 適用基準等
 図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による。
 ※公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版)
 ※公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版)
 ※建築工事標準詳細図 (令和4年版)
 ※敷地調査共通仕様書 (令和4年版)
 ※建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)
 3. 「週休2日制モデル工事」の実施について
 ◎対象 (・発注者指定型 ○受注者希望型)
 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」試行要領(営繕工事編)による。
 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html)
 ・対象外(理由:)

項目	特記事項									
一般共通事項										
① 工事実績情報サービス(CORINS)への登録(※負金額500万円以上)(受注、変更、完成時)	登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズテクリス登録等に関する規約」による。(1.1.4)									
2 総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。									
3 総合図	工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。(1.2.3)									
④ 工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。(1.2.4) また、工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。									
⑤ 工事写真	工事写真はL版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) (1.2.4) 撮影方法は、「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」による。デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。なお、実施については、国技建管第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」による。									
⑥ 下請負者の報告	各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。									
7 電気保安技術者	適用する。(1.3.3)									
⑧ 施工条件	施工日及び施工時間 ※1.3.5(1)(7)による。(1.3.5) 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※仮囲内 図示 (1.3.5) その他の施工条件 ◎資機材の搬出時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導員を配置し、公道まで直行する。 ・登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。 ◎施工に関して、道路法及び道路交法に基づき、事前に必要な許可を得ること。 なお、高知市道路占用料徴収条例による道路占用料は別途とする。 ◎図示(A-04)									
⑨ 交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。 配置人員等 ・令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は 名常駐する。 作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。 ◎監督職員と協議し、適宜配置する。									
	配置人員の資格 ・1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。 ※交通誘導に関し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>資格要件</th> <th>配置人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1, 2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)</td> <td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)</td> <td>警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの</td> <td>30人</td> </tr> </tbody> </table>	資格	資格要件	配置人数	1, 2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有するもの		交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	30人
資格	資格要件	配置人数								
1, 2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有するもの									
交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	30人								
	なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。また、警備員等に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出する。									
⑩ 工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。									
⑪ 統括安全衛生管理義務者の指名	労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。(1.3.7)									
⑫ 発生材の処理	産業廃棄物の運搬、処分等については、(1.3.11)により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。(1.3.11) 自己処分場へ処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする) 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。									

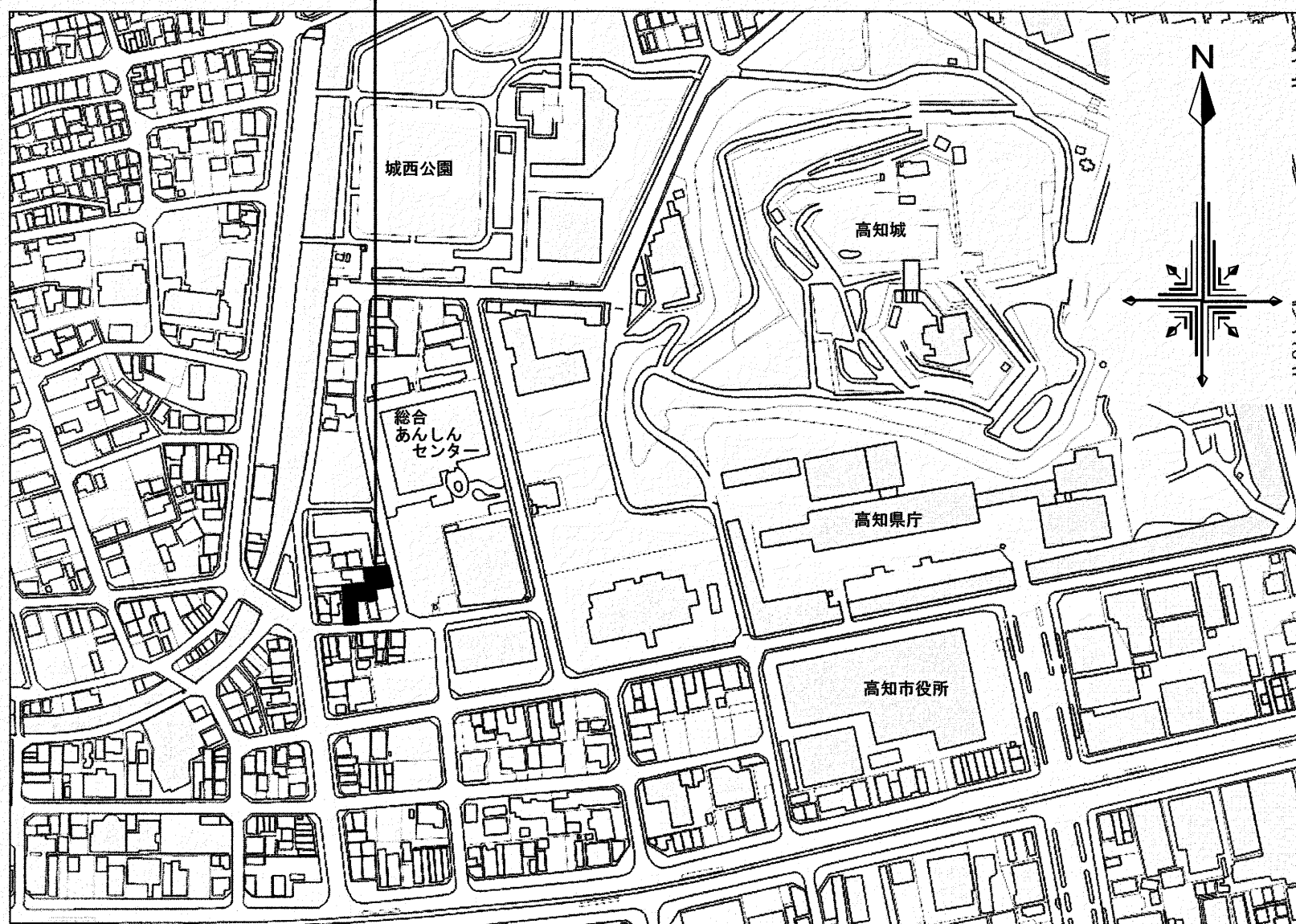
項目	特記事項																																						
⑬ 再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出(請負金額100万円以上)	再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、提出は以下による。 a) COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ(http://www.recycle.jacic.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場揭示用様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完了後5年間保存する。 ・特別管理産業廃棄物の処理方法 (・)																																						
⑭ 工事の保険	工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。																																						
⑮ 契約保証	※金銭的保証方式 (・)																																						
⑯ 前払金支出割合区分補正	(・) 有 ○無																																						
17 証明書の提出(グリーン購入法)	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。なお、重点調達品目の中で木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものを使用する。木材・木材製品等については、県産木材納入証明書、県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。(1.4.2)																																						
⑰ 技能士及び技能資格者	※適用する(○:一級、●:二級) (1.5.2)(1.5.3)																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>技能検定等の作業の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・仮設工事</td> <td>※●とび作業(又は足場組立作業主任者)・</td> </tr> <tr> <td>・鉄筋工事</td> <td>※○鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>◎コンクリート工事</td> <td>○コンクリート圧送工事作業 ○型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>・鉄骨工事</td> <td>※●とび作業</td> </tr> <tr> <td>・ブロック・ALCパネル工事</td> <td>○コンクリートブロック工事作業 ・(単一)エーメルシーパネル工事作業</td> </tr> <tr> <td>・防水工事</td> <td>○アスファルト防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ○改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・FRP防水工事作業 ○塩化ビニル系シート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・石工事</td> <td>※○石張り作業</td> </tr> <tr> <td>・タイル工事</td> <td>※○タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>・木工事</td> <td>※○大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>・屋根及びとい工事</td> <td>・○かわらぶき ・●スレート工事作業 ・○内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>・金属工事</td> <td>・○鋼製下地工事作業 ・(単一)金属製バルコニー工事作業</td> </tr> <tr> <td>・左官工事</td> <td>※○左官作業</td> </tr> <tr> <td>・建具工事</td> <td>・○ビル用サッシ施工作業 ・○木製建具製作 ・○ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>・カーテンウォール工事</td> <td>※○金属製カーテンウォール工事作業</td> </tr> <tr> <td>・塗装工事</td> <td>※○建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>・内装工事</td> <td>・○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・○壁装作業 ・●カーペット系床仕上げ工事作業 ・○畳製作作業 ・○ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・植栽工事</td> <td>※○造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td>・○又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) ・○家具手加工作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種別	技能検定等の作業の種別	・仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)・	・鉄筋工事	※○鉄筋組立て作業	◎コンクリート工事	○コンクリート圧送工事作業 ○型枠工事作業	・鉄骨工事	※●とび作業	・ブロック・ALCパネル工事	○コンクリートブロック工事作業 ・(単一)エーメルシーパネル工事作業	・防水工事	○アスファルト防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ○改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・FRP防水工事作業 ○塩化ビニル系シート防水工事作業	・石工事	※○石張り作業	・タイル工事	※○タイル張り作業	・木工事	※○大工工事作業	・屋根及びとい工事	・○かわらぶき ・●スレート工事作業 ・○内外装板金作業	・金属工事	・○鋼製下地工事作業 ・(単一)金属製バルコニー工事作業	・左官工事	※○左官作業	・建具工事	・○ビル用サッシ施工作業 ・○木製建具製作 ・○ガラス工事作業	・カーテンウォール工事	※○金属製カーテンウォール工事作業	・塗装工事	※○建築塗装作業	・内装工事	・○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・○壁装作業 ・●カーペット系床仕上げ工事作業 ・○畳製作作業 ・○ボード仕上げ工事作業	・植栽工事	※○造園工事作業	・その他	・○又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) ・○家具手加工作業
工事種別	技能検定等の作業の種別																																						
・仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)・																																						
・鉄筋工事	※○鉄筋組立て作業																																						
◎コンクリート工事	○コンクリート圧送工事作業 ○型枠工事作業																																						
・鉄骨工事	※●とび作業																																						
・ブロック・ALCパネル工事	○コンクリートブロック工事作業 ・(単一)エーメルシーパネル工事作業																																						
・防水工事	○アスファルト防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ○改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・FRP防水工事作業 ○塩化ビニル系シート防水工事作業																																						
・石工事	※○石張り作業																																						
・タイル工事	※○タイル張り作業																																						
・木工事	※○大工工事作業																																						
・屋根及びとい工事	・○かわらぶき ・●スレート工事作業 ・○内外装板金作業																																						
・金属工事	・○鋼製下地工事作業 ・(単一)金属製バルコニー工事作業																																						
・左官工事	※○左官作業																																						
・建具工事	・○ビル用サッシ施工作業 ・○木製建具製作 ・○ガラス工事作業																																						
・カーテンウォール工事	※○金属製カーテンウォール工事作業																																						
・塗装工事	※○建築塗装作業																																						
・内装工事	・○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・○壁装作業 ・●カーペット系床仕上げ工事作業 ・○畳製作作業 ・○ボード仕上げ工事作業																																						
・植栽工事	※○造園工事作業																																						
・その他	・○又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) ・○家具手加工作業																																						
	適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。																																						
19 化学物質の室内濃度の測定	化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。(1.5.9) ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。																																						
	測定方法 ※厚生労働省「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 ※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン ※スチレン ※パラジクロロベンゼン 測定箇所 ()箇所 測定時期 ※完成前 ・着手前 測定対象室 () なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。 1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となったことが確認された場合。 2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。 本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。 また、本工事の施工が原因となつて、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。																																						
20 直接仮設の養生	内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。																																						

項目	特記事項																																																
⑱ 建築材料等	本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。 県内産資材の優先使用 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督職員の確認を受けること。 注1: 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。 ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたものとする。 注2: 県外産資材とは、県内産資材以外産材をいう。																																																
⑳ 特別な材料の工法	公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。																																																
㉑ 風圧力	本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗土区分は、次の数値とする。 風速(Vo): ※ 38m/sec ・36m/sec 地表面粗土区分: ※ III																																																
㉒ 仕上面の出隅処理	内外部とも仕上出隅とし、利用者の手の届く範囲は図示が無くとも原則として全て面取りを施す。 木部(家具を含む) 6mm程度 コンクリート部、モルタル部 30mm程度 図示なき場合は20mm程度 鉄部、金属部 3mm程度 建具類等、上記により難い場合は、監督職員と協議する。																																																
㉓ 事業損失補償	※現場説明書による。																																																
㉔ 完成時の提出図書	・完成図(作成範囲・配置図・平面図・立面図・断面図・仕上表) (1.7.1)(1.7.2) ・完成図(CADデータの提出 ※する(CD-R等) ・しない) ・保全に関する資料(提出部数 ※2部 部) (1.7.3) 上記のほか、使用材料のメーカー名、品番、色(マンセル値等)をCADデータ等で監督職員に提出する。 また、工種別下請負者の一覧表を提出する。 ◎施工図、施工計画書 (1.7.2) 提出した施工図及び施工計画書の著作に保わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。																																																
27 完成写真	下表のものを監督職員に提出する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>分類・規格</th> <th>撮影枚数</th> <th>部数</th> <th>原簿の大きさ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・各室</td> <td>手札版(L版)</td> <td>※2枚・枚</td> <td>※1部・部</td> <td>・100×125以上</td> </tr> <tr> <td>・外部</td> <td>キャビネット版</td> <td>※4枚・枚</td> <td>※1部・部</td> <td>・24×36以上</td> </tr> <tr> <td>・外部</td> <td>半切パネル・木製枠※アルミ枠)</td> <td>※1枚・枚</td> <td>※1部・部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>スライド</td> <td></td> <td>※1部・部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> カラー・電子データ化(CD-R等)し、すべて提出する。 撮影箇所は監督職員と協議する。 上記のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、CD-R等に提出する。 画像形式等 フォーマット: JPEG 画質: 標準 画像サイズ: 1024×768ピクセル程度	位置	分類・規格	撮影枚数	部数	原簿の大きさ(mm)	・各室	手札版(L版)	※2枚・枚	※1部・部	・100×125以上	・外部	キャビネット版	※4枚・枚	※1部・部	・24×36以上	・外部	半切パネル・木製枠※アルミ枠)	※1枚・枚	※1部・部		・	スライド		※1部・部																								
位置	分類・規格	撮影枚数	部数	原簿の大きさ(mm)																																													
・各室	手札版(L版)	※2枚・枚	※1部・部	・100×125以上																																													
・外部	キャビネット版	※4枚・枚	※1部・部	・24×36以上																																													
・外部	半切パネル・木製枠※アルミ枠)	※1枚・枚	※1部・部																																														
・	スライド		※1部・部																																														
28 別途設備工事との取合い	施工範囲 ・貫通孔、開口部の補強 ※下表 図示 ・壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ※下表 図示 ・駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補強種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貫通孔、開口部の補強</td> <td>梁 壁 スラブ</td> </tr> <tr> <td>壁切込み及び補強</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井切込み及び補強</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	補強種別	内容	貫通孔、開口部の補強	梁 壁 スラブ	壁切込み及び補強		天井切込み及び補強																																									
補強種別	内容																																																
貫通孔、開口部の補強	梁 壁 スラブ																																																
壁切込み及び補強																																																	
天井切込み及び補強																																																	
㉕ 不当要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次にによる。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。																																																
㉖ 工事特性等	受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。																																																
㉗ 撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。																																																
33 消防計画	工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。																																																
仮設工事																																																	
1 足場その他	本足場を設ける場合は、(2.2.4(2))によるほか、足場の組立、解体、変更の作業は、(2.2.4)「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。																																																
② 監督職員事務所	・設ける ※設けない (2.3.1)																																																
3 監督職員の備品等	備品等の設置 (2.3.1) <table border="1"> <thead> <tr> <th>備品の種類</th> <th>機・椅子</th> <th>書棚</th> <th>黒板</th> <th>PC</th> <th>掛時計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数</td> <td>量</td> <td>組</td> <td>台</td> <td>枚</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>備品の種類</td> <td>温度計</td> <td>ゴム長靴</td> <td>雨がっぱ</td> <td>保護帽</td> <td>懐中電灯</td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>量</td> <td>個</td> <td>足</td> <td>着</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>備品の種類</td> <td>衣類ロッカー</td> <td>冷暖房機器</td> <td>消火器</td> <td>湯沸器</td> <td>加入電話付風器</td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>量</td> <td>人用</td> <td>台</td> <td>個</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>備品の種類</td> <td>掃除具</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>量</td> <td>個</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	備品の種類	機・椅子	書棚	黒板	PC	掛時計	数	量	組	台	枚	台	備品の種類	温度計	ゴム長靴	雨がっぱ	保護帽	懐中電灯	数	量	個	足	着	個	備品の種類	衣類ロッカー	冷暖房機器	消火器	湯沸器	加入電話付風器	数	量	人用	台	個	台	備品の種類	掃除具					数	量	個			
備品の種類	機・椅子	書棚	黒板	PC	掛時計																																												
数	量	組	台	枚	台																																												
備品の種類	温度計	ゴム長靴	雨がっぱ	保護帽	懐中電灯																																												
数	量	個	足	着	個																																												
備品の種類	衣類ロッカー	冷暖房機器	消火器	湯沸器	加入電話付風器																																												
数	量	人用	台	個	台																																												
備品の種類	掃除具																																																
数	量	個																																															

<p>いわと設計事務所 二級建築士事務所 高知県登録第1913号 二級建築士 高知県登録第4255号 岩戸 啓子 高知市中薬泉寺96 薬泉寺M4Y1F西 TEL・FAX (088) 823-5551</p>		<p>高知市 都市建設部 公共建築課</p>	<p>工事名 ひまわり園外構改修工事</p>	<p>係 </p>	<p>係長 </p>	<p>課長補佐 </p>	<p>課長 </p>	<p>図面番号 A-01</p>
		<p>図面名 特記仕様書(1)</p>	<p>縮尺</p>	<p>作図 年 月 日</p>				

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項
④ 工用水・電力	構内既存の施設(用水) ○利用できる (※有償・無償) ※利用できない 構内既存の施設(電力) ○利用できる (※有償・無償) ※利用できない 構内既存の施設を利用できる場合で、無償の場合は、下記a)～c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工用水電源を既存建築物から分岐する場合は、原則、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態を確認し、既設負荷への波及がないようにする。 また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用できる場合で、有償の場合は、上記a)～c)に下記d)～e)を加える。 d) 工用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 工用水電力は、原則、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 四国電力送配電株式会社などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。 ※ 図示	5 鋼杭地業	材料 (4.4.3)(表4.4.1) ・鋼管ぐい 種類の記号(・SKK400・SKK490) ・H形鋼ぐい 種類の記号(・SHK400・SHK490M) 寸法 ※ 図示 工法 特定埋込杭工法(建築基準法認定工法) (4.3.3)(4.3.5) 支持層の位置及び土質: ※ 図示 杭の根入れ長さ: ※ 図示 杭の精度: 水平方向の位置ずれの精度・杭径の1/4かつ100mm以内・傾斜・1/100以内 杭の継手の工法 ※ 図示 (4.4.5) ・杭頭処理 杭頭の切断方法 ※ ガス切断 ※ 図示 (4.4.6)	6 圧接完了後の試験 (5.4.10) 7 機械式継手 (5.5.3) (5.5.3) (5.5.5) 8 溶接継手 (5.6.3) (5.6.3) (5.6.5) (5.6.5)	試験方法 ※ 超音波探傷試験・引張試験 平成12年建設省告示第1463号に適合する性能 ・A級 鉄筋相互のあき ・評定等の内容による ・ 図示 施工完了後の継手部の試験 ・外観試験 試験項目、試験方法 ※ 図示 ・超音波探傷試験 試験対象 ※ 図示 不合格となった場合の措置 ※ 図示 平成12年建設省告示第1463号に適合する性能 ・A級 鉄筋相互のあき ・評定等の内容による ・ 図示 施工完了後の継手部の試験 ・外観試験 試験項目、試験方法 ※ 図示 ・超音波探傷試験 試験対象 ※ 図示 不合格となった場合の措置 ※ 図示
⑤ 仮囲い	※ 図示	6 場所打ちコンクリート杭地業	掘削工法 ・アースドリル工法 (安定液 ※ 使用する・使用しない) (4.5.1)(4.5.5) ・リバース工法 ・オールケーシング工法(孔内の水張り・行う・行わない) 併用する工法・場所打ち鋼管コンクリート杭工法 (4.5.1)(4.5.6) ・底底杭工法 (安定液・使用する・使用しない) 帯筋の加工及び組立て: ※ 図示 (4.5.4) 鉄筋の最小かぶり厚さ: ・100mm ・ 図示 (4.5.4) 鉄筋かごの補強 ※ 図示 (4.5.4) 鉄筋の節ごとの継手 ※ 重ね継手 (4.5.4) セメントの種類 ※ 高炉セメントB種 (4.5.4) コンクリートの設計基準強度(Fc) ※ 図示 (4.5.4) コンクリートの種別 ※ 表4.5.1による (4.5.4) スランブ ※ 18cm (4.5.4) 構造体強度補正值(S) ※ 3N/mm ² (4.5.4) 鋼管(鋼管部分の材料) ※ 図示 (4.5.4) 支持層の位置及び土質: ※ 図示 (4.5.4～4.5.5) ・行う(超音波測定器による)・行わない (4.5.4～4.5.5) 孔壁の確認 杭の精度: 水平方向の位置ずれ・杭径の1/4かつ100mm以下・傾斜・1/100以内	① コンクリート工事 ① コンクリートの種類・強度・スランブ (6.2.1～6.2.2)(6.2.4)(表6.2.2) ※ 普通コンクリート (6.2.1～6.2.2)(6.2.4)(表6.2.2) 設計基準強度 Fc(N/mm ²) スランブ (cm) 適用箇所 ※ 21 ・15 ・18 ○18 図示 ・18 ・15 ・18 ・ ・ ※ 軽量コンクリート 設計基準強度 Fc(N/mm ²) スランブ (cm) 適用箇所 ※ 21 ・15 ・18 ・18 ・15 ・18 ・ ・ コンクリートの種類 ※ I類・II類 (6.2.1)(表6.2.1) ② セメントの種類 (6.3.1)(6.13.2) ※ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 ・高炉セメントB種 (適用箇所:) ・フライアッシュセメントB種(適用箇所:) ③ 骨材 (6.3.1) アルカリシリカ反応性による区分 ※ A・B ④ 混和材料 (6.3.1) ○ 混和剤 ※ A E 剤又はA E 減水剤標準形 (JIS A 6204) ・高性能A E 減水剤標準形 (JIS A 6204) ・ ・ 混和材 ・フライアッシュ(・I種・II種・IV種)(JIS A 6201) ・コンクリート用高炉スラグ微粉末 (JIS A 6206) ・コンクリート用シリカフェューム (JIS A 6207) ・コンクリート用膨張材 (JIS A 6202) ⑤ 構造体強度補正值(S) (6.3.2) ※ 表6.3.2による ⑥ 打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地 (6.6.4)(9.7.3)(6.8.1)(9.7.3) 打継ぎ目地の寸法 ※ 9.7.3(1)(7)による ひび割れ誘発目地の位置 ※ 図示 ひび割れ誘発目地の形状及び寸法 ※ 9.7.3(1)(7)による 7 打増し厚さ (6.8.1) 外部に面するコンクリートの打増し厚さ(mm) 外壁 ※ 図示 ・20・25 軒天 ※ 図示 ・10・15・20 その他 ※ 図示 ・20 ⑧ 構造体コンクリートの仕上り (6.2.5)(6.8.2)(表6.2.4) コンクリートの打直し仕上げ ※ 合板せき板を用いる場合 (6.2.5)(6.8.2)(表6.2.4) 種別 厚さ(mm) 適用箇所 ○ A種 ※ 12 全て ・ B種 ※ 12 ・ C種 ※ 12 ・ ・ ・ せき板の材料として合板を用いない場合 材料() 厚さ() 適用部位 ※ 下表・図示 (6.2.5)(表6.2.5)(15.4.2) 種別 コンクリートの内外装仕上げ 平たんさ 適用部位による仕上げの目安 柱・梁・壁 床 a種 化粧打放しコンクリート 塗装仕上げ 壁紙張り 接着剤による陶磁器質タイル張り b種 仕上げ厚さが7mm未満の場合 他良好な平たんさが必要な場合 仕上塗材塗り 外装タイルセメントモルタル張り c種 仕上げ厚さが7mm以上の場合 又下地の影響を受けにくい仕上げの場合 セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り モルタル塗り 鋼鉄下地 タイル張り モルタル塗り 二重床	
⑥ 仮設物撤去後の整地・跡片付け	◎ 原形の復旧 ・ 良土にて設計地盤まで盛土整地する。 範囲(図示) 厚さ(図示) (2.4.1)	7 砂利及び砂地業	材料 (4.6.2) 砂利地業 ※ 切込砂利又は切込砕石 ※ 再生クラッシュラン(直接基礎下を除く) 砂地業 ・山砂・川砂又は砕砂 厚さ ○ 図示 ※ 60mm (4.6.3)	⑨ コンクリートの仕上りの平たんさ (6.2.5)(表6.2.5)(15.4.2) ※ 下記の通り ・ 図示 (6.8.2)(表6.8.1) (i) 外壁の地中部分等水密を要する部分に用いるスリーブは、つば付き鋼管とする。 (ii) 地中部分で水密を要しない部分に用いるスリーブは、硬質ポリ塩化ビニル管とする。 (iii) (i)及び(ii)以外の円形スリーブは、溶融亜鉛めっき鋼板とし、原則として、筒形の両端を外側に折り曲げてつばを設ける。また、必要に応じて、円筒部を両方から差し込む伸縮形とする。 (iv) 硬質ポリ塩化ビニル管は、防火区画を貫通する場合には使用しない。 なお、柱及び梁以外の箇所、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径が200mm以下の部分には、紙チューブとすることができる。 評価名簿による (6.8.3) 使用箇所 厚さ 備考	
土工事	種別 ・ A種(水締めのみ砂質土) (3.2.3)(表3.2.1) ◎ B種 ・ C種 ・ D種	8 捨コンクリート地業	コンクリートの種類 ※ 普通コンクリート (6.14.1) 設計基準強度(Fc) ※ 18N/mm ² ・18cm スランブ ※ 15cm 厚さ ※ 50mm (4.6.4)	⑩ スリーブの材種、規格等 (6.8.2)(表6.8.1)	
① 埋戻し及び盛土	種別 ・ A種(水締めのみ砂質土) (3.2.3)(表3.2.1) ◎ B種 ・ C種 ・ D種	9 床下防湿層	施工範囲 ※ 建物内土間スラブ及び土間コンクリートの直下(ピット下を除く) (4.6.5) (断熱材がある場合は、断熱材の直下) ・ 図示 ・ ポリエチレンフィルムの厚さ ※ 0.15mm	⑪ 床型持用鋼製デッキプレート (6.8.3)	
② 建設発生土の処理	※ 構外搬出適切処理(搬出前に建設発生土の受入証明又は法令による許可書等を提出する) (3.2.5) ・ 構外指示の場所に処分(搬出調査等を提出する) ・ 受入れ施設名: ・ 受入れ場所: ・ 構内指示の場所に敷き均し ・ 構内指示の場所にたい積 500m ³ 以上を構外搬出適切処理する場合は確認結果表を作成し、再生資源利用計画の添付資料とする。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/kensetuhasseido-hannsyutusaki.html)	⑩ 鉄筋工事	材料 (5.2.1)(表5.2.1) 種類 の 記号 呼び名 使用箇所 ○ SD295 D10, D13 図示 ・ SD345 ・ SD390 ・ SD490 ・ SR235 ・ SR295	⑫ 評価名簿による (6.8.3) 使用箇所 厚さ 備考	
3 山留め	山留め工法 山留めの撤去 ※ 撤去する ・ 存置する (3.3.3)	⑪ 鉄筋の種類	規格 ※ JIS G 3551 (5.2.2) 種類 ・ 溶接金網 ・ 鉄筋格子 鉄線の形状、網目寸法 () 鉄線の径(mm) ()	⑫ 評価名簿による (6.8.3) 使用箇所 厚さ 備考	
地業工事		⑫ 鉄筋の継手及び定着	継手 (5.3.4)(表5.3.2～表5.3.3) 部 位 継手方法 呼び名 柱・梁の主筋 ※ ガス圧接継手・重ね継手・機械式継手・溶接継手 耐力壁の鉄筋 ※ 重ね継手 その他 ※ 重ね継手 D10, D13 継手の位置 ※ 図示 ○ 配筋標準図による 先組み工法等で柱、梁の主筋の隣り合う継手を同一箇所に入れる場合 ※ 図示 (表5.3.2)(5.3.4(3)) 重ね継手の長さ ※ 図示 ○ 5.3.4(3)による (表5.3.2)(5.3.4(3)) 鉄筋の定着の長さ ※ 表5.3.4による (表5.3.4)(5.3.4(5)) 機械式定着工法 ・ 適用する 適用箇所、種類 ※ 図示	⑫ 評価名簿による (6.8.3) 使用箇所 厚さ 備考	
1 試験杭	位置、本数、寸法 ※ 図示 (4.2.2) 杭の種類 ※ 本杭	⑬ 鉄筋のかぶり厚さ	※ 表5.3.6による (表5.3.6)(5.3.5) ※ かぶり厚さは目地底から算定する。 ※ 塩害を受けるおそれのある部分等、耐久性上不利な箇所の最小かぶり厚さは下表による。 (5.3.5) 適用箇所等 表5.3.6の値に加える数値(mm) 柱、梁、壁及び庇等の外気に接する打増し面 ※ 10	⑫ 評価名簿による (6.8.3) 使用箇所 厚さ 備考	
2 杭の載荷試験	試験の種類 ・ 鉛直載荷試験 ・ 水平載荷試験 (4.2.3) 試験位置 ()箇所 ※ 図示 試験深さ ・ 設計GLより()m 試験対象土質 最大荷重 ()t 試験の方法及び報告書の記載事項 ※ 図示	⑭ 各部の配筋	※ 図示 (5.3.7)	⑫ 評価名簿による (6.8.3) 使用箇所 厚さ 備考	
3 地盤の載荷試験	試験の種類 ※ 平板載荷試験 試験位置 ()箇所 ※ 図示 (4.2.4) 試験深さ ・ 設計GLより()m 試験対象土質 最大荷重 ()t 試験の方法及び報告書の記載事項 ※ 図示			⑫ 評価名簿による (6.8.3) 使用箇所 厚さ 備考	
4 既製コンクリート杭地業	杭の種類 ※ 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭) ・ 外殻鋼管付きコンクリート杭(SC杭) ・ プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC杭) 種類、性能、曲げ強度等による区分等 ※ 図示 寸法及び継手の箇所数 ※ 図示 (4.3.3) 杭先端部の形状 ・ 開放形 ・ 半開放形 ・ 閉塞形 ※ 図示 (4.3.3) 工法 ・ セメントミルク工法 (4.3.4) 支持層の位置及び土質: ※ 図示 掘削深さ及び杭の支持層への根入れ深さ: ※ 図示 杭の精度: 水平方向の位置ずれ寸法 ・ 杭径の1/4かつ100mm以内・傾斜・1/100以内 ・ 特定埋込杭工法(建築基準法認定工法) (4.3.3)(4.3.5) 工法: 支持層の位置及び土質: ※ 図示 杭の根入れ長さ: ※ 図示 杭の精度: 水平方向の位置ずれの精度・杭径の1/4かつ100mm以内・傾斜・1/100以内 杭の継手工法 ※ アーク溶接 (4.3.6) ・ 機械式継手 (工法: ※ 性能評価された工法) ・ 杭頭の処理 杭頭の切断方法 ※ ダイヤモンドカッター (4.3.8)			⑫ 評価名簿による (6.8.3) 使用箇所 厚さ 備考	

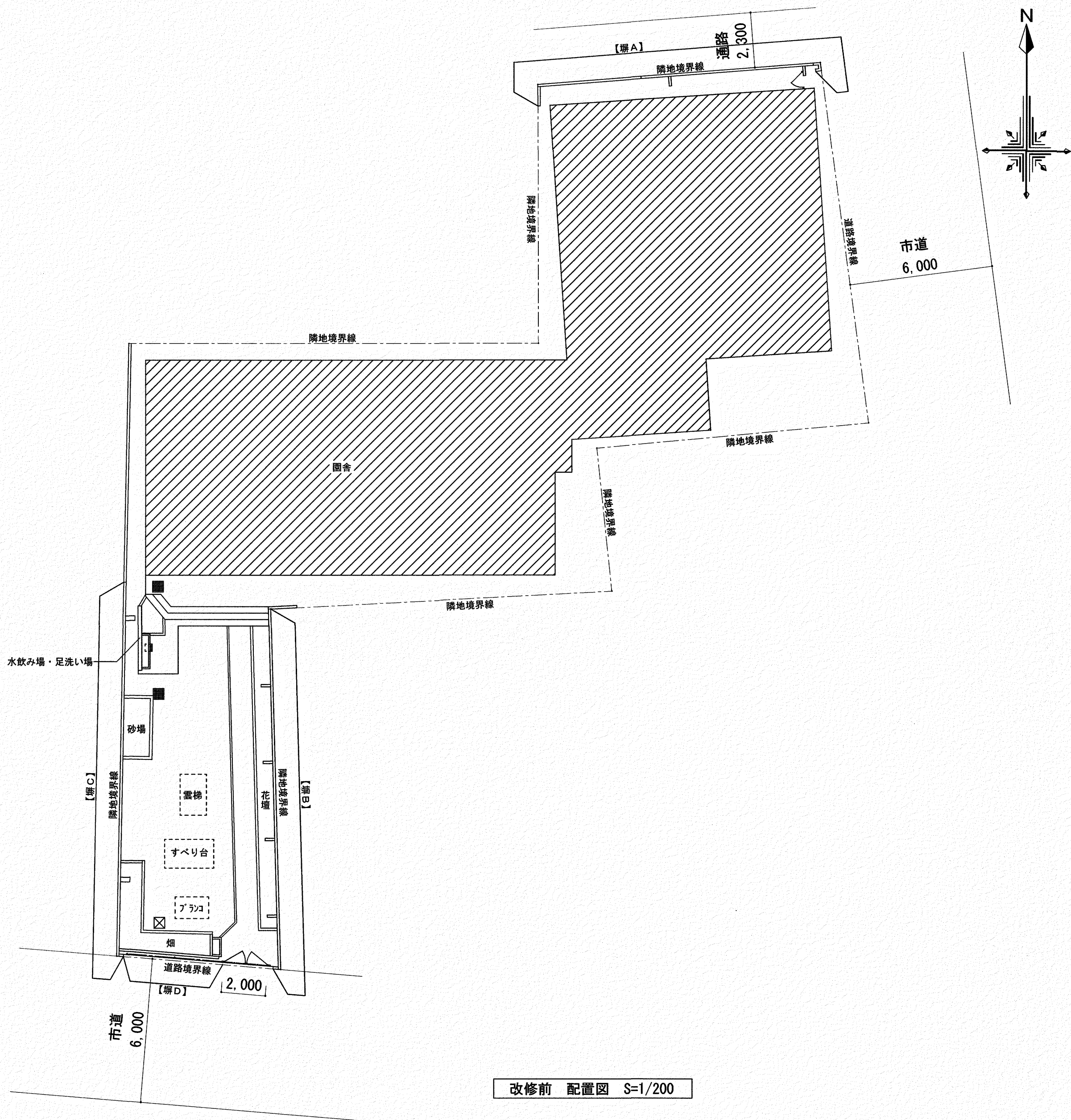
工事場所：ひまわり園



附近見取図

■工事概要

- 塀A
既存CB塀・セメントレンガ塀【撤去, モルタル補修】
門扉【撤去, モルタル補修】
- 塀B
既存CB塀の内側にネットフェンス【新設】
- 塀C
既存CB塀【撤去】目隠しフェンス【新設】
既存CB塀【撤去】隣地CB塀との間に目隠しフェンス【新設】
- 塀D
メッシュフェンス【基礎共一時撤去, 再設置】
- 塀改修に伴うその他工事
既存砂場【撤去, 新設】
既存水飲み場・足洗い場【撤去, 新設】
花壇化粧ブロック【撤去, 新設】
砂場【撤去, 新設】
樹木【伐採伐根】
芝生【撤去, 新設】
片開き門扉【新設】
排水管【撤去】
ガス管【撤去】



改修前 配置図 S=1/200

いわと設計事務所

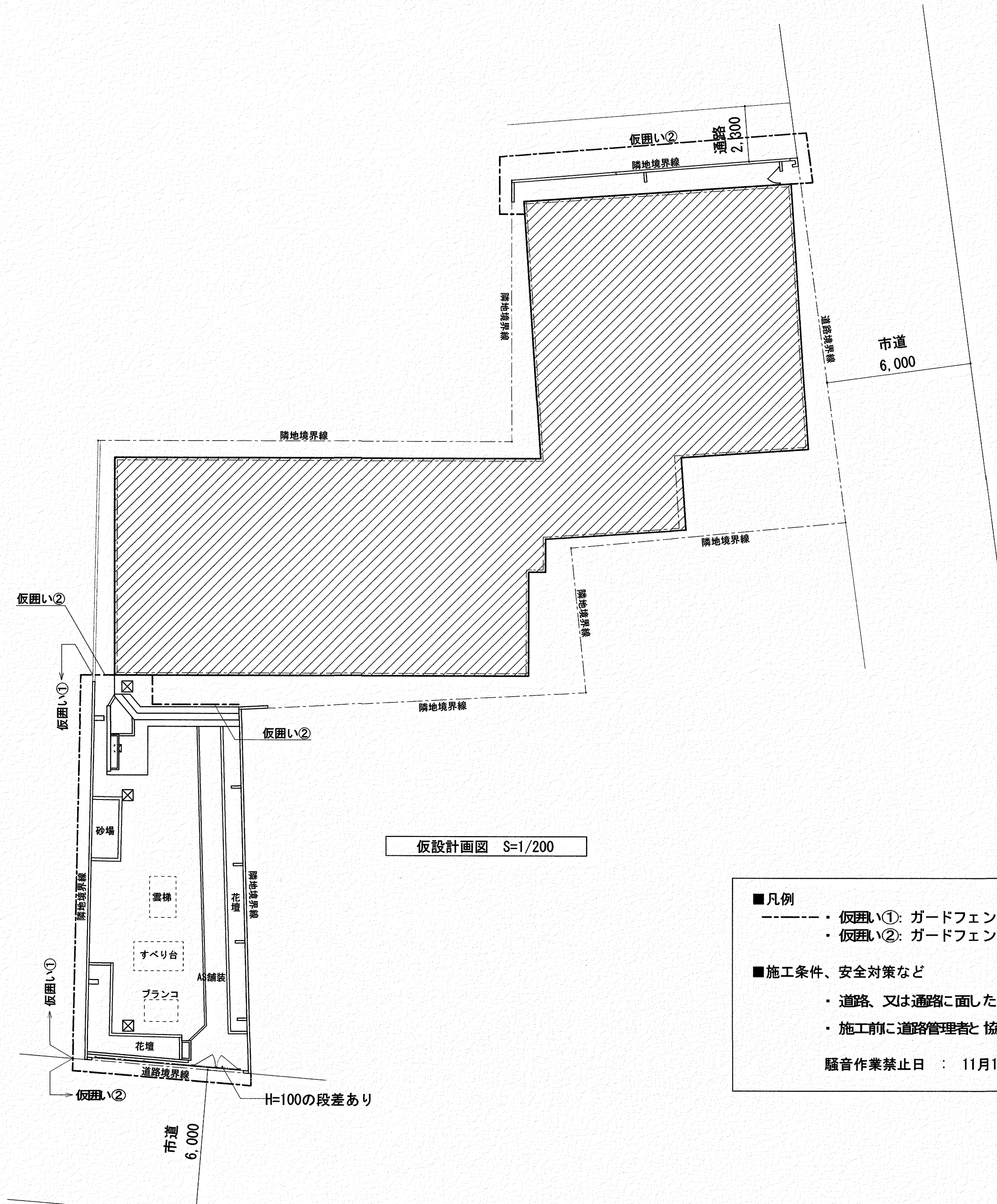
二級建築士事務所 高知県登録第1913号

二級建築士 高知県登録第4255号 岩戸 啓子

高知市中薬泉寺96 薬泉寺1471F西 TEL・FAX (088) 823-5551

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
ひまわり園外構改修工事	森田	笹岡	松本	西村	A-04
図面名	縮尺	作図	年	月	日
附近見取図・改修前配置図	1 / 200				

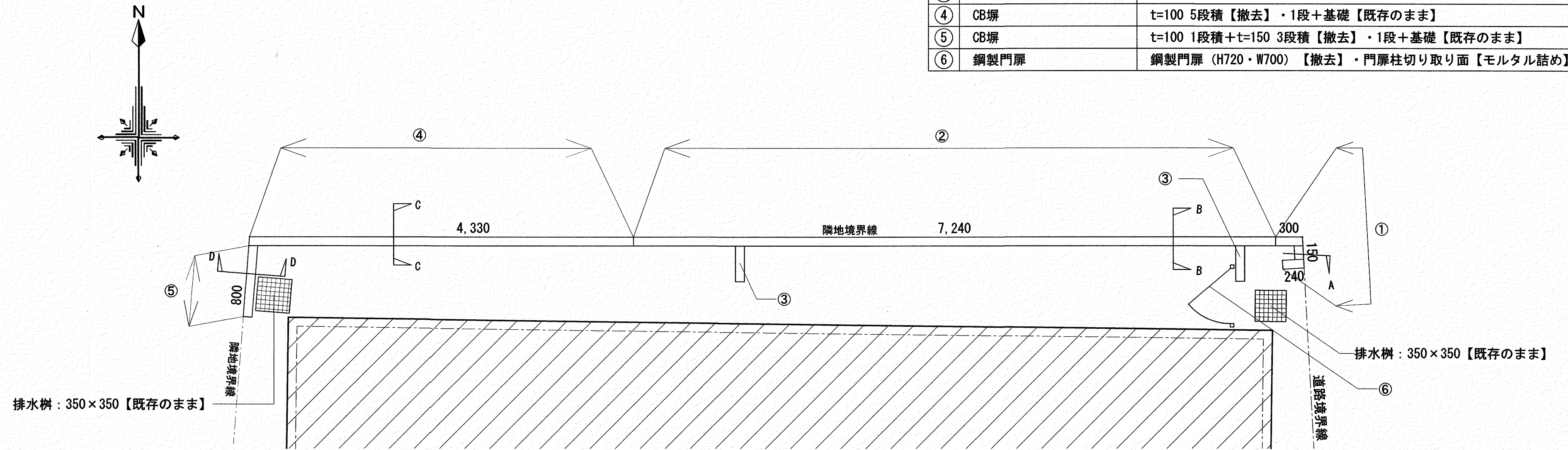


仮設計画図 S=1/200

- 凡例
- - - - - 仮囲い①: ガードフェンス(H=1,800)程度+養生シート張り
 - 仮囲い②: ガードフェンス(H=1,800)程度
- 施工条件、安全対策など
- ・道路、又は通路に面した敷地外の仮囲いにはチューブ保安灯等を設置し、夜間の交通の安全を確保する。
 - ・施工前に道路管理者と協議及び必要な申請を提出すること。
- 騒音作業禁止日 : 11月12日, 1月23日

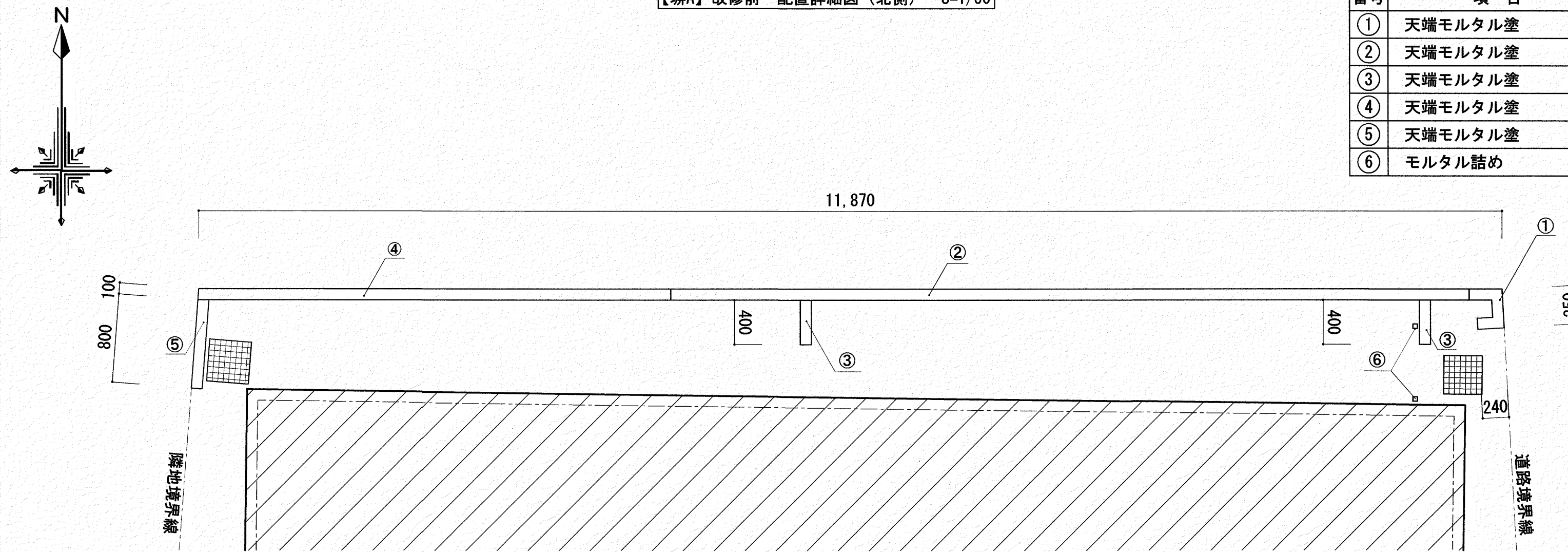
	いわと設計事務所 二級建築士事務所 高知県登録第1913号 二級建築士 高知県登録第4255号 岩戸 啓子 高知市中薬泉寺96 薬泉寺ハイ1F西 TEL・FAX (088) 823-5551	高知市 都市建設部 公共建築課	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
			ひまわり園外構改修工事					A-05
			図面名 仮設計画図	縮尺 1 / 200		作図 年 月 日		

番号	項目	改修内容
①	セメントレンガ塀	セメントレンガ 塀 H=1,310【撤去】・塀H=200+基礎【既存のまま】
②	CB塀	t=100 7段積【撤去】・1段+基礎【既存のまま】
③	全上 控え	t=100 6段積【撤去】・基礎【既存のまま】
④	CB塀	t=100 5段積【撤去】・1段+基礎【既存のまま】
⑤	CB塀	t=100 1段積+t=150 3段積【撤去】・1段+基礎【既存のまま】
⑥	鋼製門扉	鋼製門扉 (H720・W700)【撤去】・門扉柱切り取り面【モルタル詰め】



【塀A】改修前 配置詳細図 (北側) S=1/50

番号	項目	改修内容
①	天端モルタル塗	W=100mm・t=30
②	天端モルタル塗	W=100mm・t=30
③	天端モルタル塗	W=100mm・t=30
④	天端モルタル塗	W=100mm・t=30
⑤	天端モルタル塗	W=150mm・t=30
⑥	モルタル詰め	

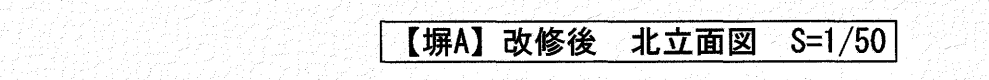
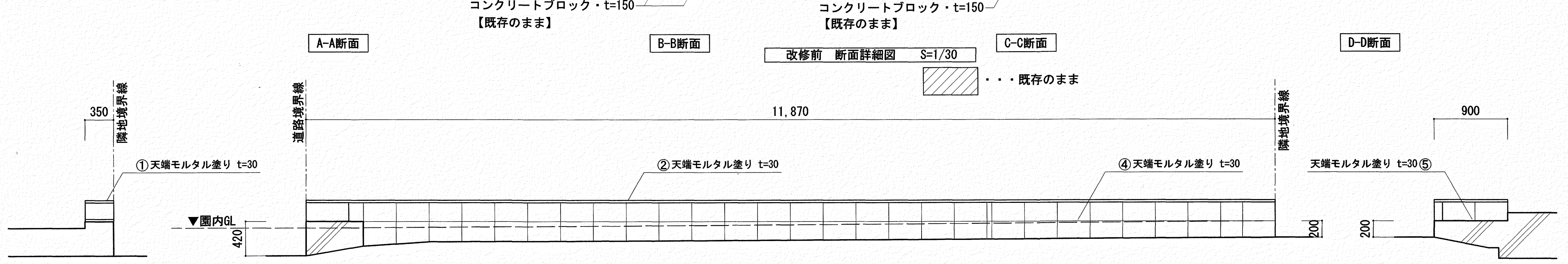
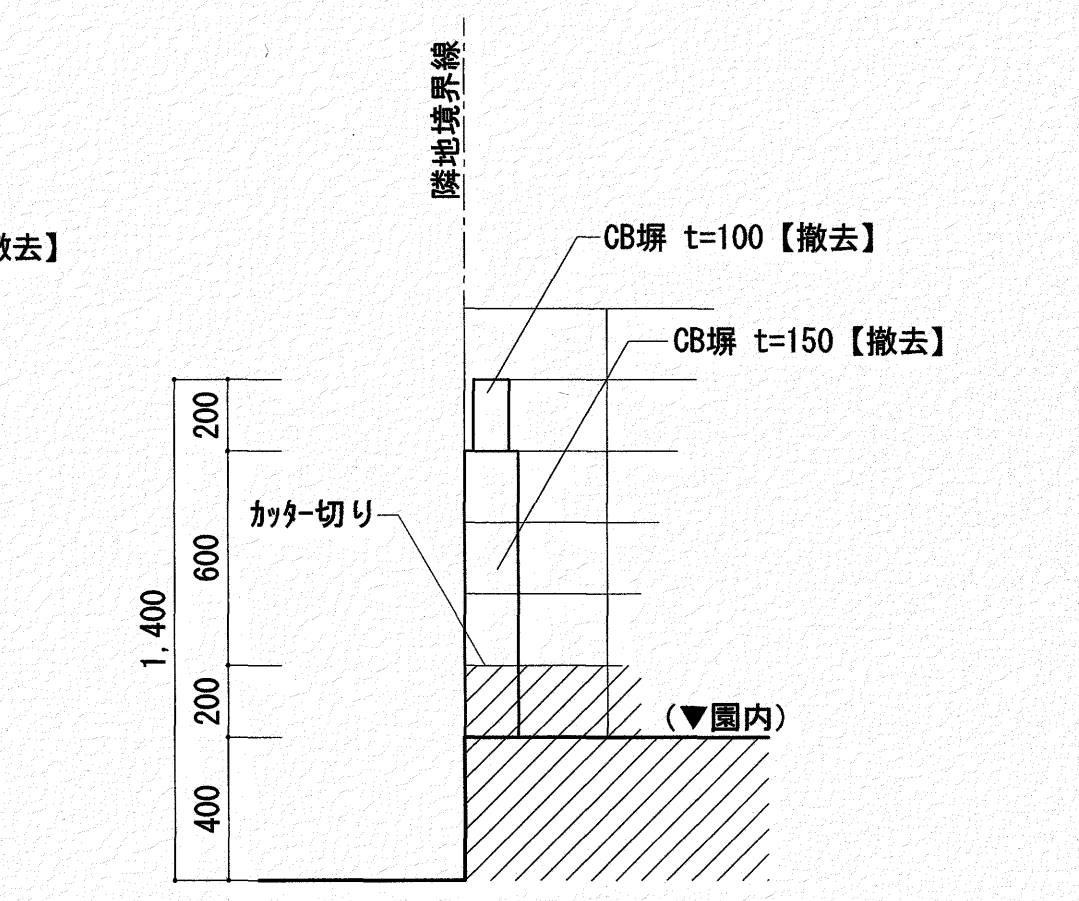
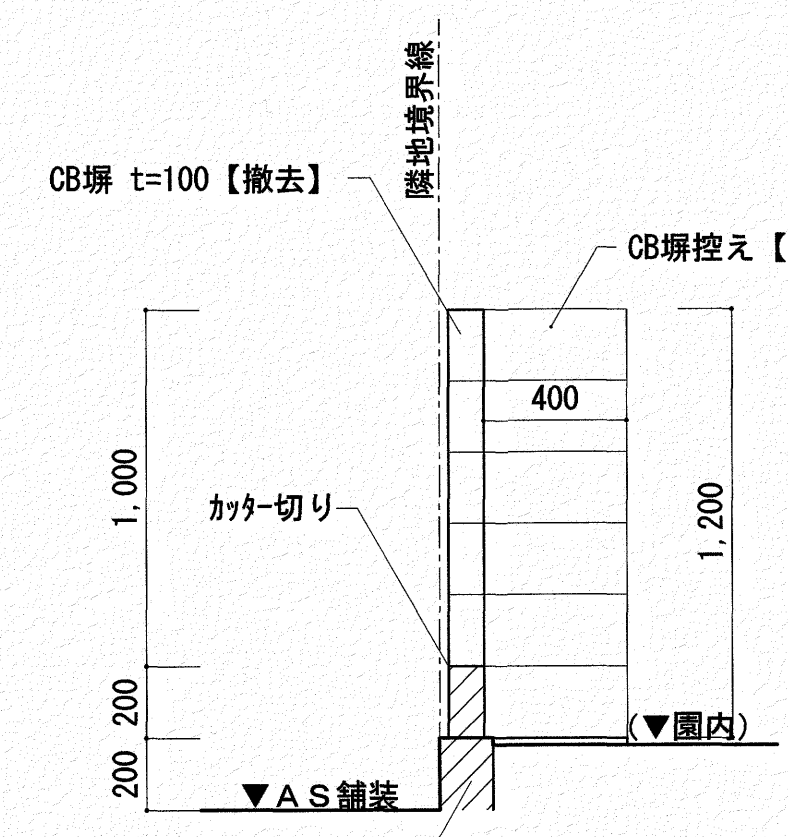
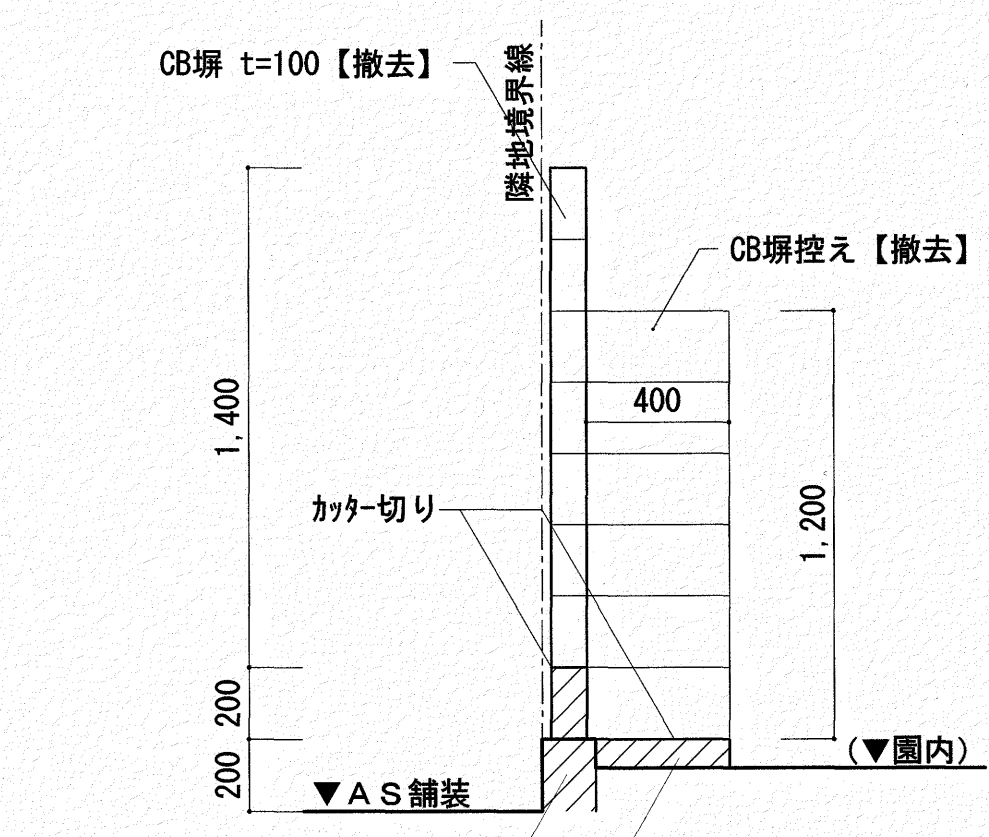
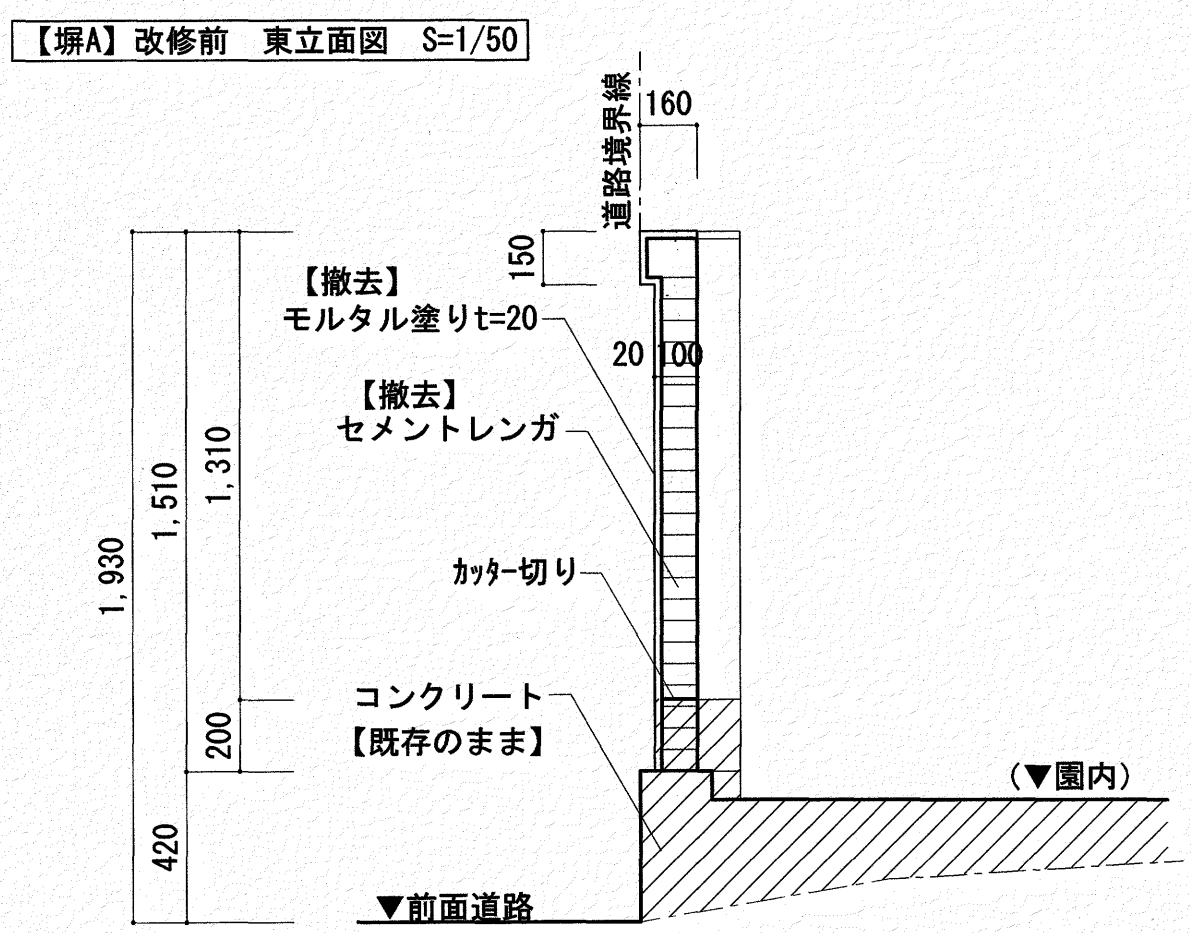
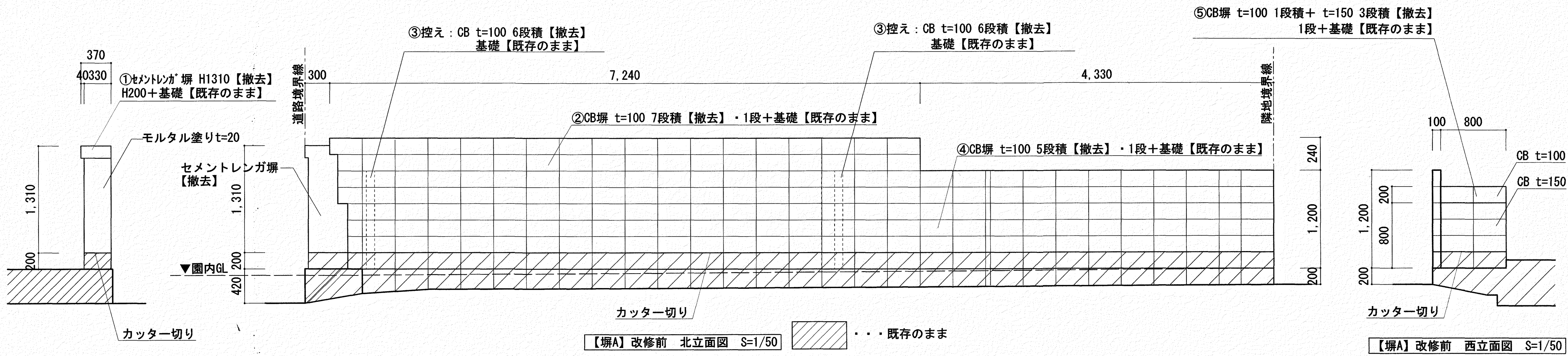


【塀A】改修後 配置詳細図 (北側) S=1/50

いわと設計事務所
 二級建築士事務所 高知県登録第1913号
 二級建築士 高知県登録第4255号 岩戸 啓子
 高知市中薬泉寺96 薬泉寺ハイ1F西 TEL・FAX (088) 823-5551

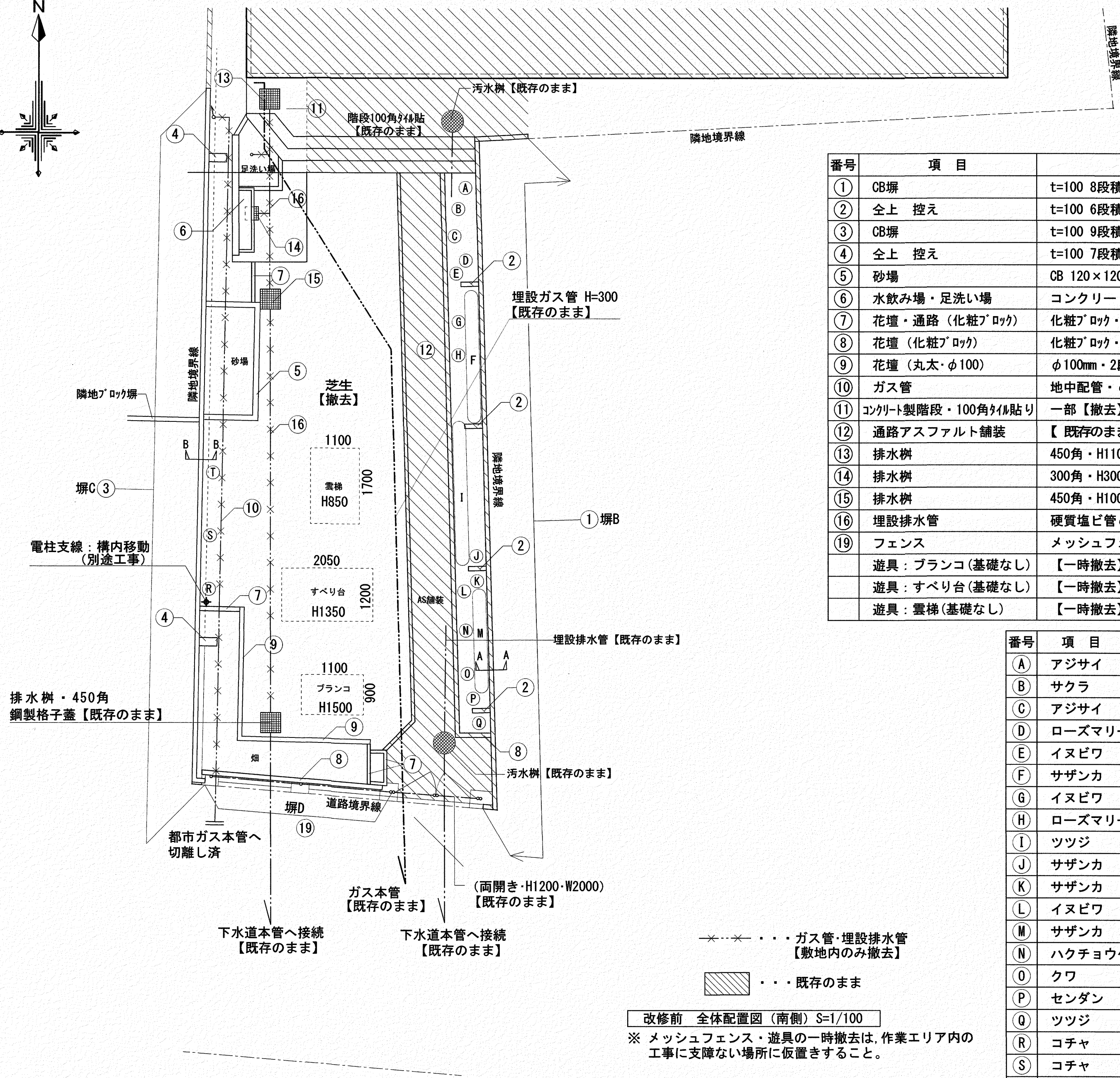
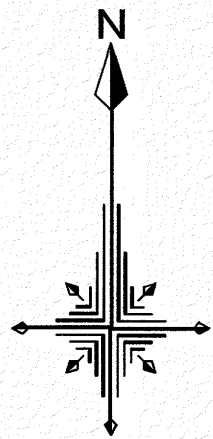
高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
ひまわり 園外構改修工事	森田	菅岡	松本	岡村	A-06
図面名 【塀A】改修前・改修後配置詳細図	縮尺 1 / 50		作図 年 月 日		



※天端モルタルは園内側に水勾配をとること

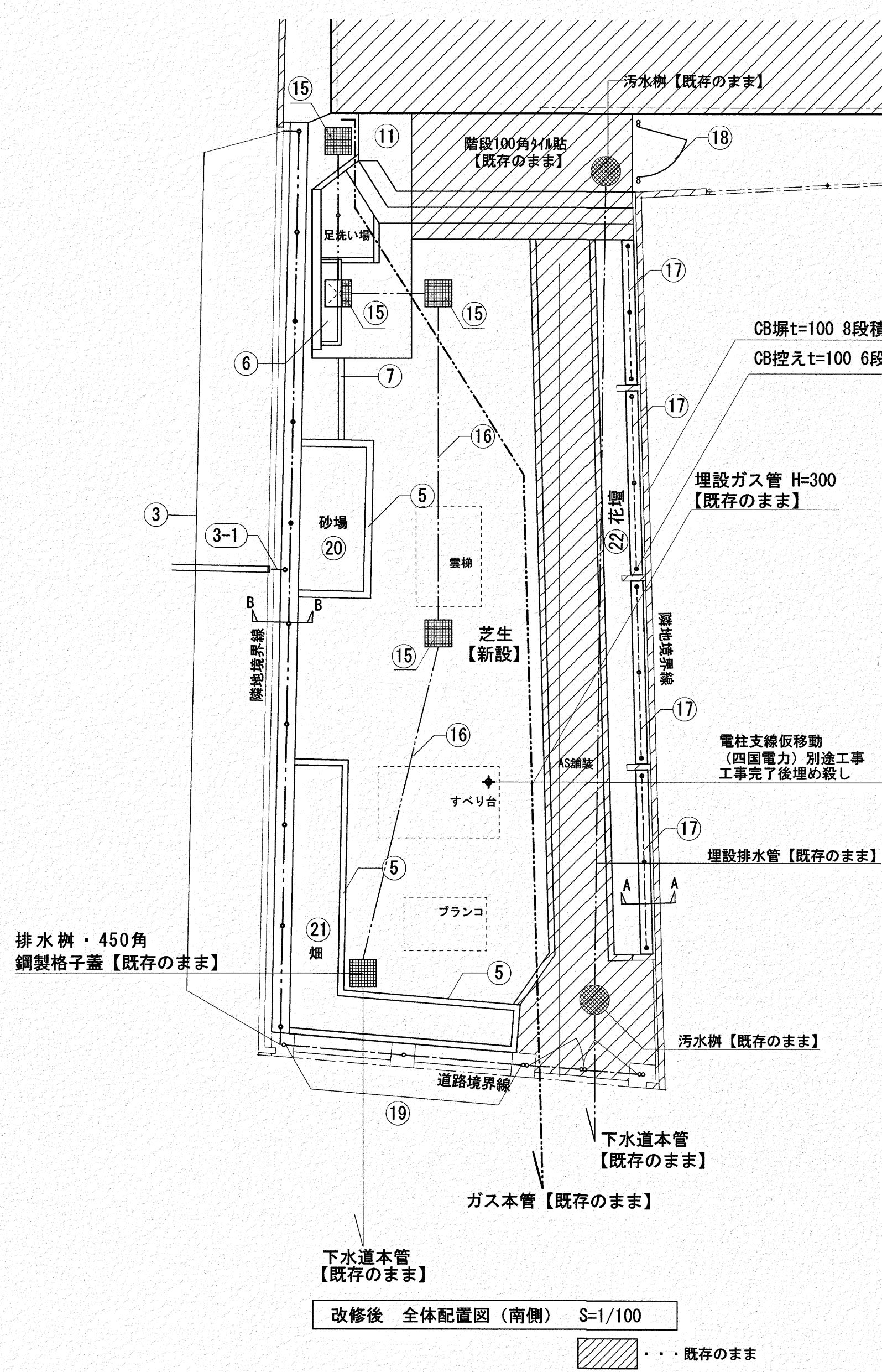
いわと設計事務所 二級建築士事務所 高知県登録第1913号 二級建築士 高知県登録第4255号 岩戸 啓子 高知市中薬泉寺96 薬泉寺A71F西 TEL・FAX (088) 823-5551	高知市 都市建設部 公共建築課		工事名 ひまわり 園外構改修工事	係 	係長 	課長補佐 	課長 	図面番号 A-07
	図面名 【塀A】改修前・改修後立面図・断面詳細図 縮尺 1/30・50			作図 年 月 日				
	※天端モルタルは園内側に水勾配をとること							



番号	項目	改修内容
①	CB塀	t=100 8段積【既存のまま】・基礎【既存のまま】
②	全上 控え	t=100 6段積【既存のまま】・基礎【既存のまま】
③	CB塀	t=100 9段積のうち7段分を【撤去】・基礎【既存のまま】
④	全上 控え	t=100 7段積【撤去】・基礎【撤去】
⑤	砂場	CB 120×120×120 2段積・基礎共【撤去】
⑥	水飲み場・足洗い場	コンクリート製 H800・L2700【撤去】床タイル貼り【撤去】
⑦	花壇・通路(化粧ブロック)	化粧ブロック・75×300×200【撤去】
⑧	花壇(化粧ブロック)	化粧ブロック・100×400×200【撤去】
⑨	花壇(丸太・φ100)	φ100mm・2段積【撤去】
⑩	ガス管	地中配管・φ70mm【撤去】
⑪	コンクリート製階段・100角タイル貼り	一部【撤去】
⑫	通路アスファルト舗装	【既存のまま】
⑬	排水樹	450角・H1100・鋼製格子蓋【撤去】
⑭	排水樹	300角・H300・鋼製格子蓋【撤去】
⑮	排水樹	450角・H1000・鋼製格子蓋【撤去】
⑯	埋設排水管	硬質塩ビ管φ100【撤去】
⑰	フェンス	メッシュフェンス H=1,800【一時撤去】 フェンス基礎【一時撤去】
	遊具: プランコ(基礎なし)	【一時撤去】【再設置】
	遊具: すべり台(基礎なし)	【一時撤去】【再設置】
	遊具: 雲梯(基礎なし)	【一時撤去】【再設置】

番号	項目	幹径	樹高	葉張	本数	工事方法
A	アジサイ		1.0m	0.30m	1	伐採抜根
B	サクラ	7cm	2.2m	0.90m	1	伐採抜根
C	アジサイ		1.4m	1.00m	1	伐採抜根
D	ローズマリー		0.7m	0.60m	1	伐採抜根
E	イヌビワ	2cm	1.7m	0.60m	1	伐採抜根
F	サザンカ	3cm	1.7m	0.60m	8	伐採抜根
G	イヌビワ	2cm	1.7m	0.60m	1	伐採抜根
H	ローズマリー		0.8m	0.70m	1	伐採抜根
I	ツツジ	3cm	1.7m	1.00m	8	伐採抜根
J	サザンカ	4cm	1.8m	0.90m	1	伐採抜根
K	サザンカ	4cm	0.5m	0.90m	1	伐採抜根
L	イヌビワ	2cm	1.6m	1.00m	1	伐採抜根
M	サザンカ	4cm	2.1m	0.80m	4	伐採抜根
N	ハクチョウゲ		1.1m	0.50m	1	伐採抜根
O	クワ	2cm	1.4m	0.50m	1	伐採抜根
P	センダン	4cm	2.1m	2.10m	1	伐採抜根
Q	ツツジ		1.4m	1.50m	1	伐採抜根
R	コチャ		1.5m	0.60m	1	伐採抜根
S	コチャ		1.0m	0.60m	1	伐採抜根
T	コチャ		0.8m	0.50m	1	伐採抜根

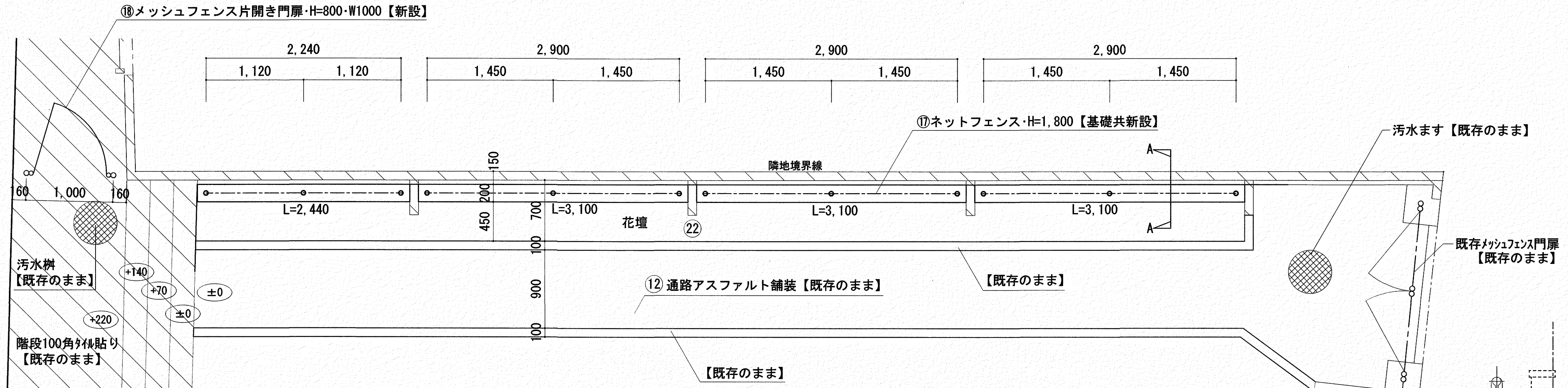
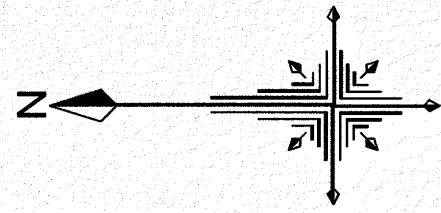
改修前 全体配置図(南側) S=1/100
 ※メッシュフェンス・遊具の一時撤去は、作業エリア内の工事に支障ない場所に仮置きすること。



改修後 全体配置図 (南側) S=1/100

..... 既存のまま

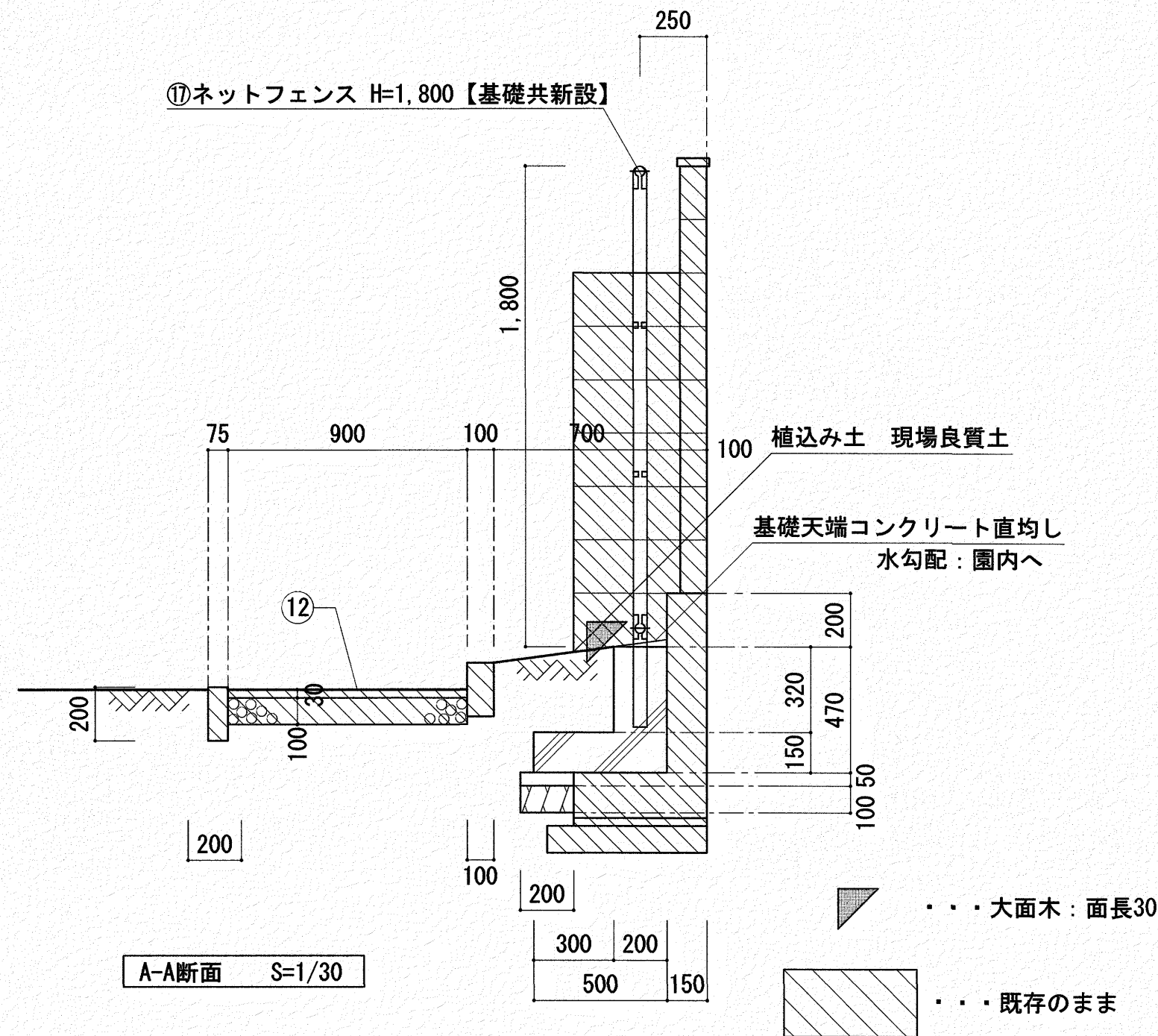
番号	項目	改修内容
①		
②		
③	目隠しフェンス (袖部含む)	目隠しフェンス・H=1,500・@1,700【基礎共新設】
③-1	目隠しフェンス袖部	目隠しフェンス袖部・H=1,000・L=200【新設】
④		
⑤	コンクリート擁壁A	H=400【新設】
⑥	水飲み場・足洗い場	コンクリート製 H800・L2700【新設】床タイル貼り【一部新設】 給水管・排水管既存部へ再接続【別途契約関連工事】
⑦	コンクリート縁石	150/170×200【新設】
⑧		
⑨		
⑩		
⑪	コンクリート階段	階段・100角タイル張り共【新設】
⑫		
⑬		
⑭		
⑮	雨水樹	【別途契約関連工事】
⑯	雨水埋設管	【別途契約関連工事】
⑰	フェンス	ネットフェンス・H=1,800【基礎共新設】
⑱	片開き門扉	メッシュフェンス片開き門扉・W1,000・H800
⑲	フェンス	メッシュフェンス H=1,800【再設置】 フェンス基礎【再設置】
⑳	砂場	砂場用砂 H=300【新設】
㉑	畑	客土 H=200【新設】
㉒	花壇	植込み土 現場良質土



① ネットフェンス H=1,800 【基礎共新設】

改修後 配置詳細図 S=1/50

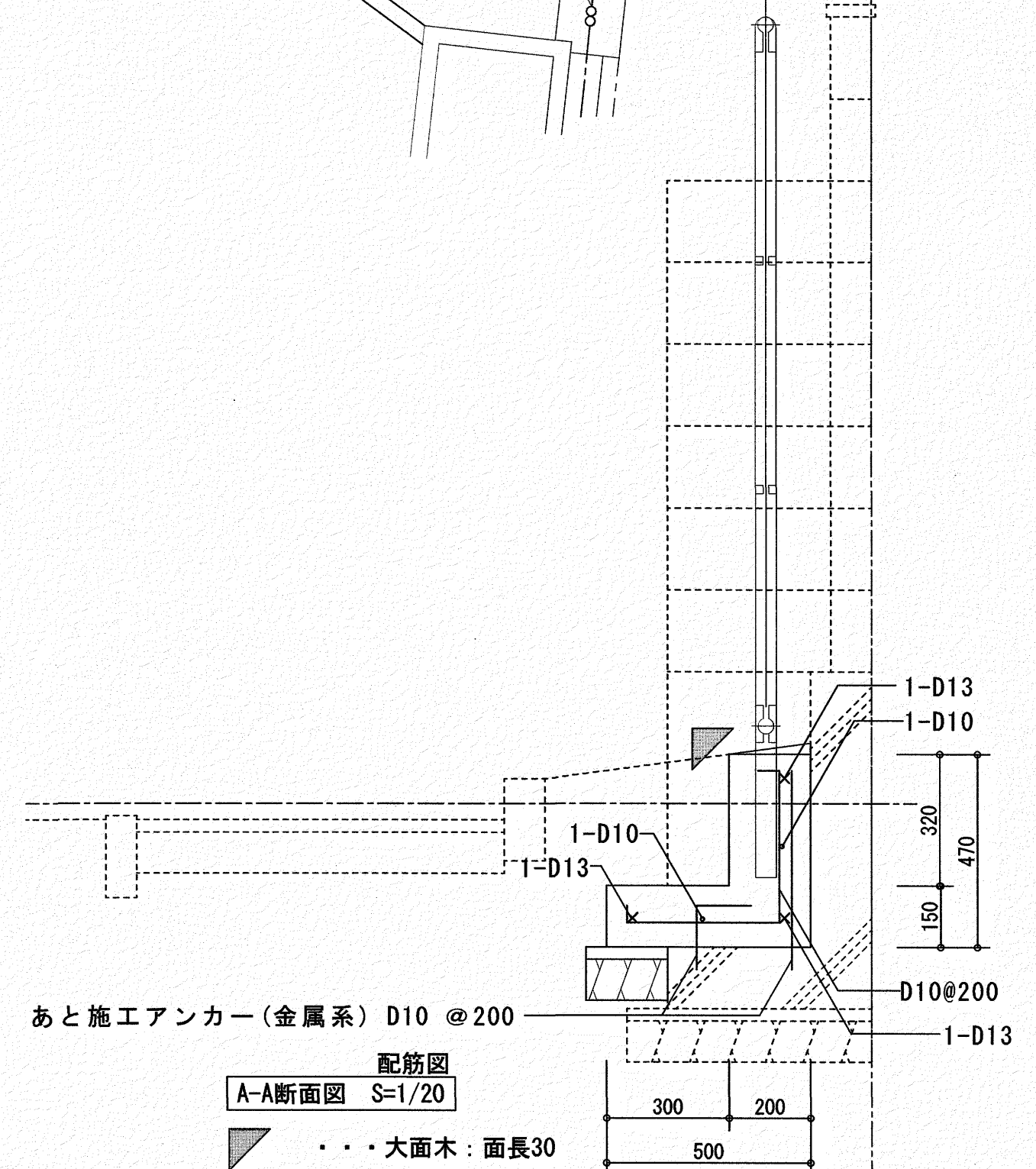
■■■■ 既存のまま



A-A断面 S=1/30

■■■■ 大面木: 面長30

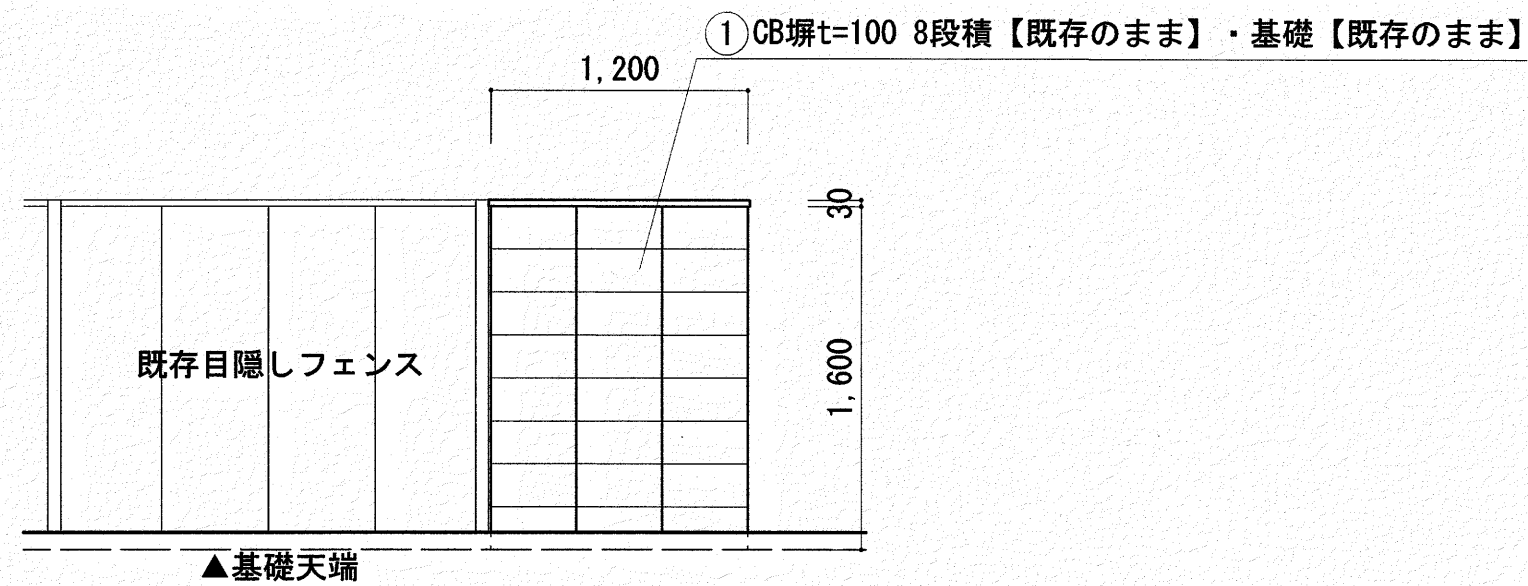
■■■■ 既存のまま



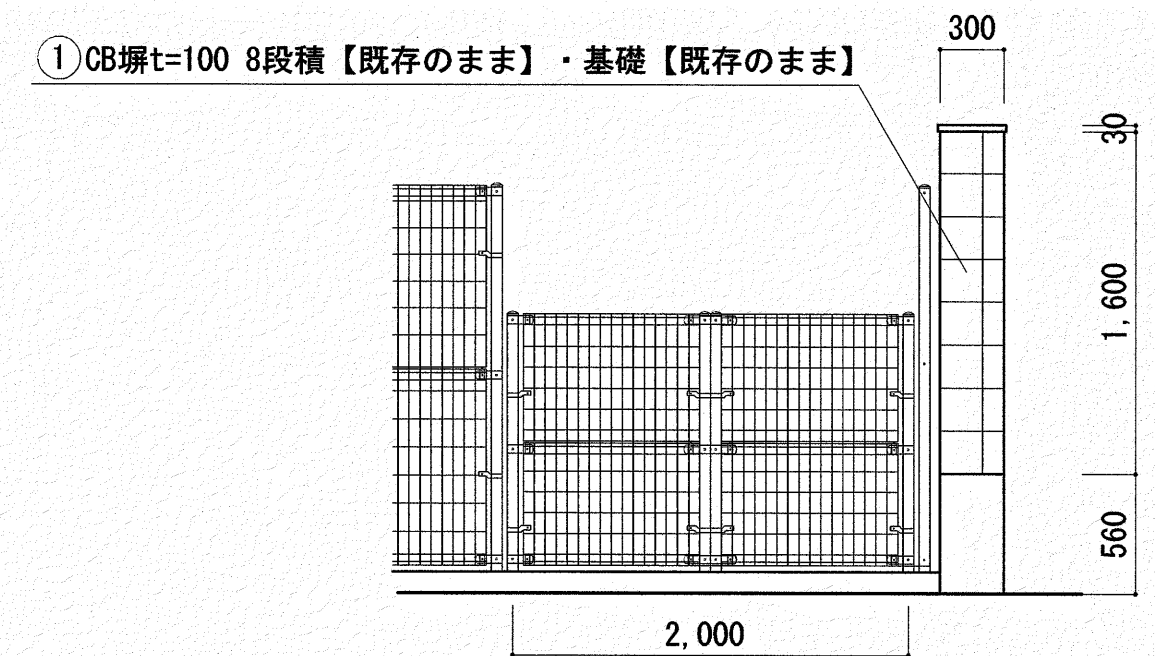
配筋図 A-A断面図 S=1/20

■■■■ 大面木: 面長30

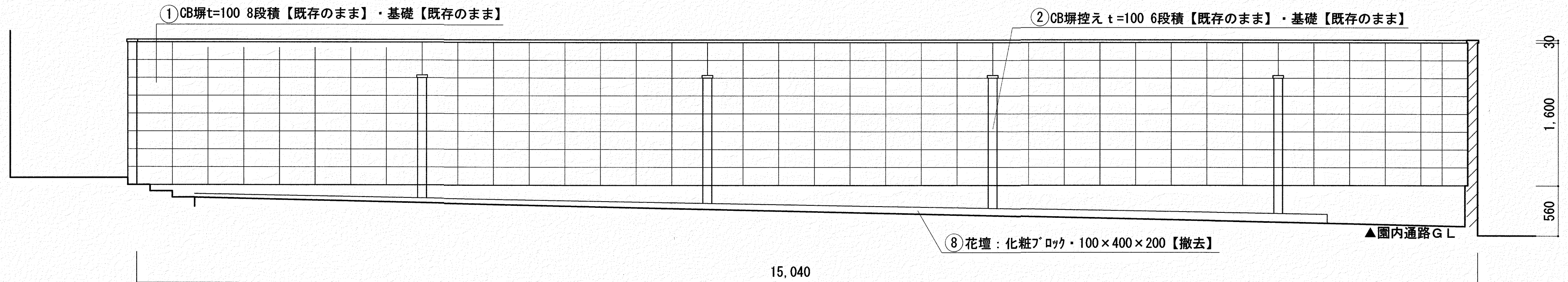
	いわと設計事務所 二級建築士事務所 高知県登録第1913号 二級建築士 高知県登録第4255号 岩戸 啓子 高知市中薬泉寺96 薬泉寺ハイヴ1F西 TEL・FAX (088) 823-5551	高知市 都市建設部 公共建築課	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
			ひまわり 園外構改修工事					A-11
			図面名 【塀B】 改修後配置詳細図・断面詳細図	縮尺 1/20・30・50	作図	年	月	日



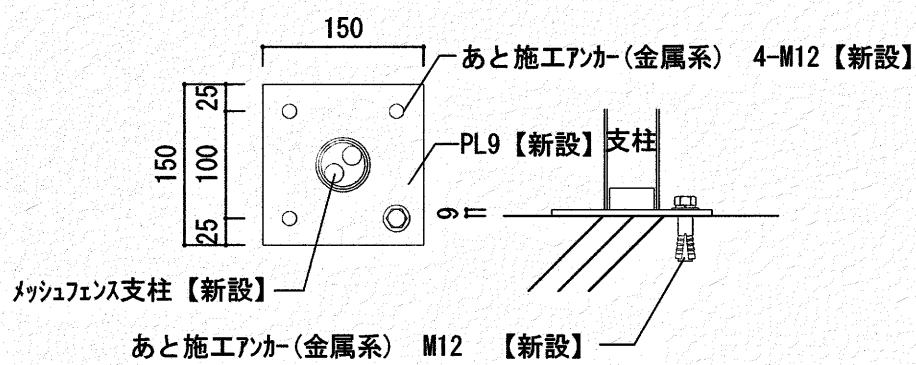
【塀B】改修前 北立面図 S=1/50



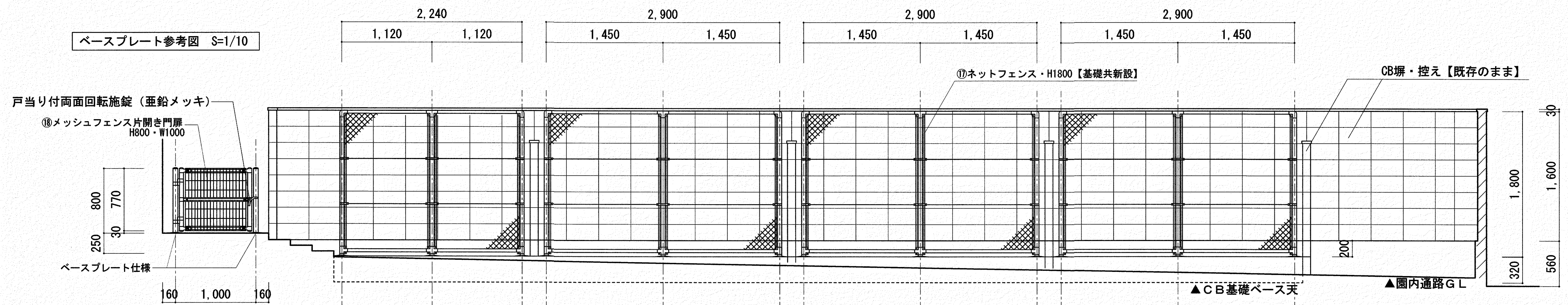
【塀B】改修前 南立面図 S=1/50



【塀B】改修前 東立面図 S=1/50

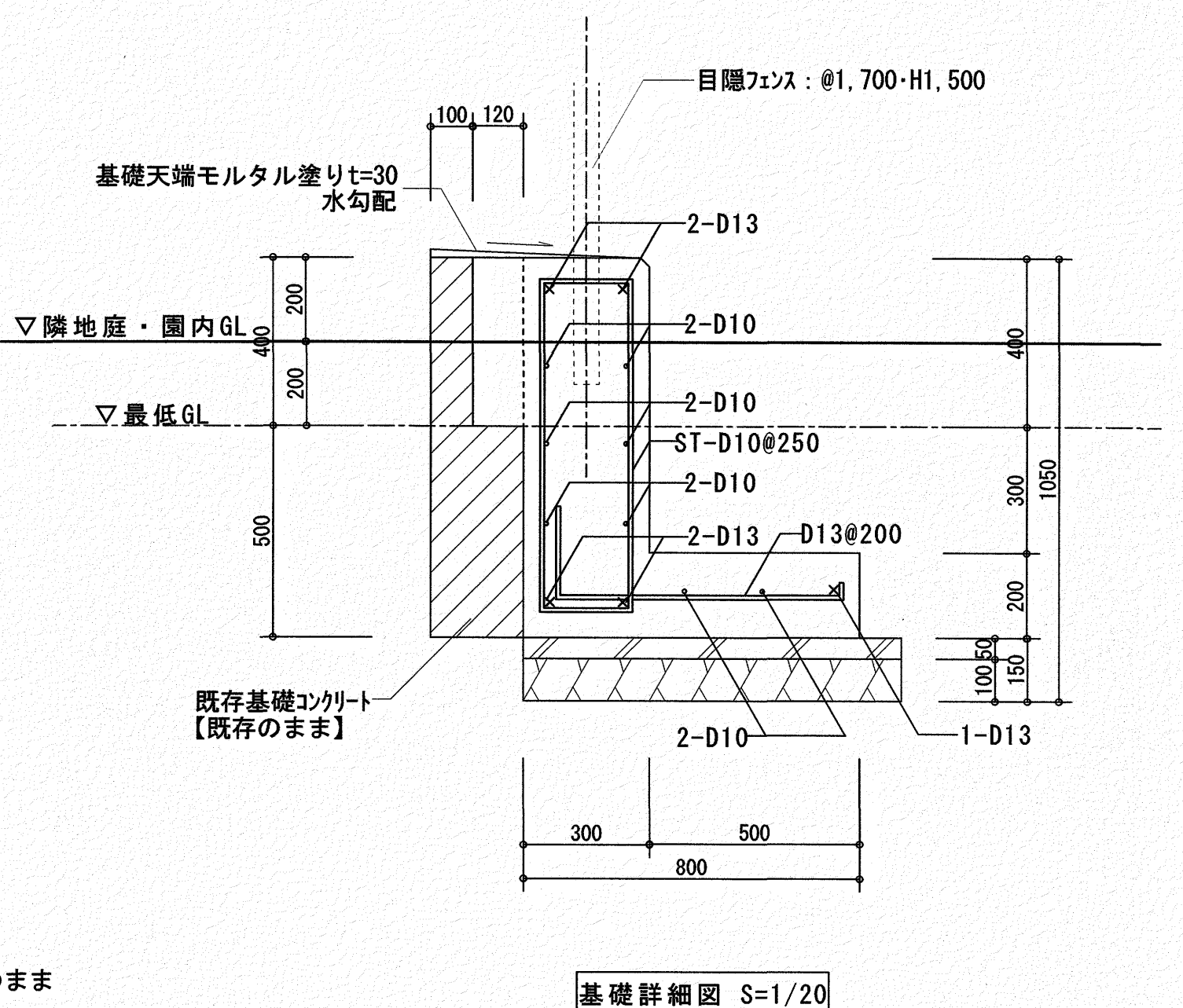
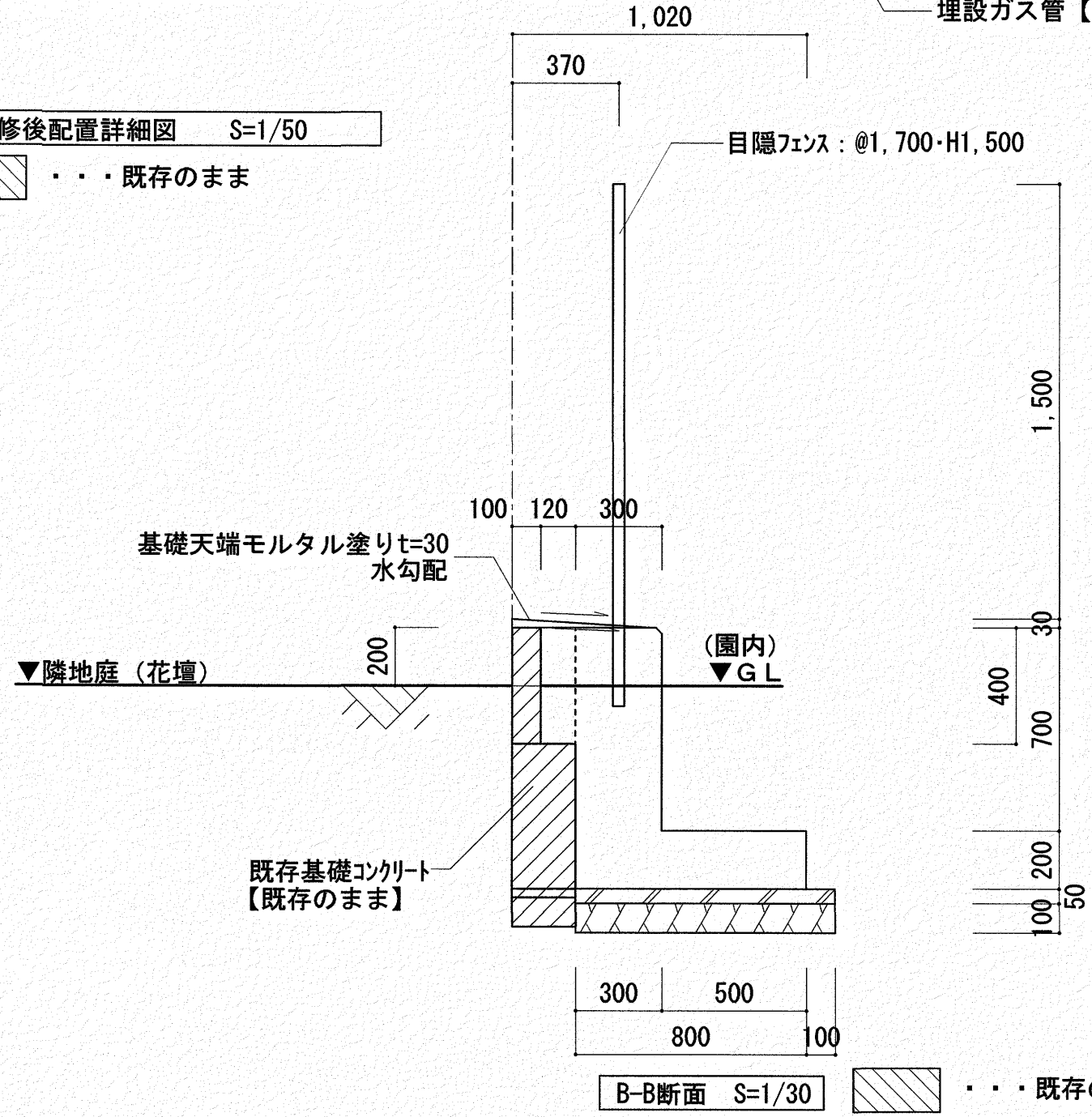
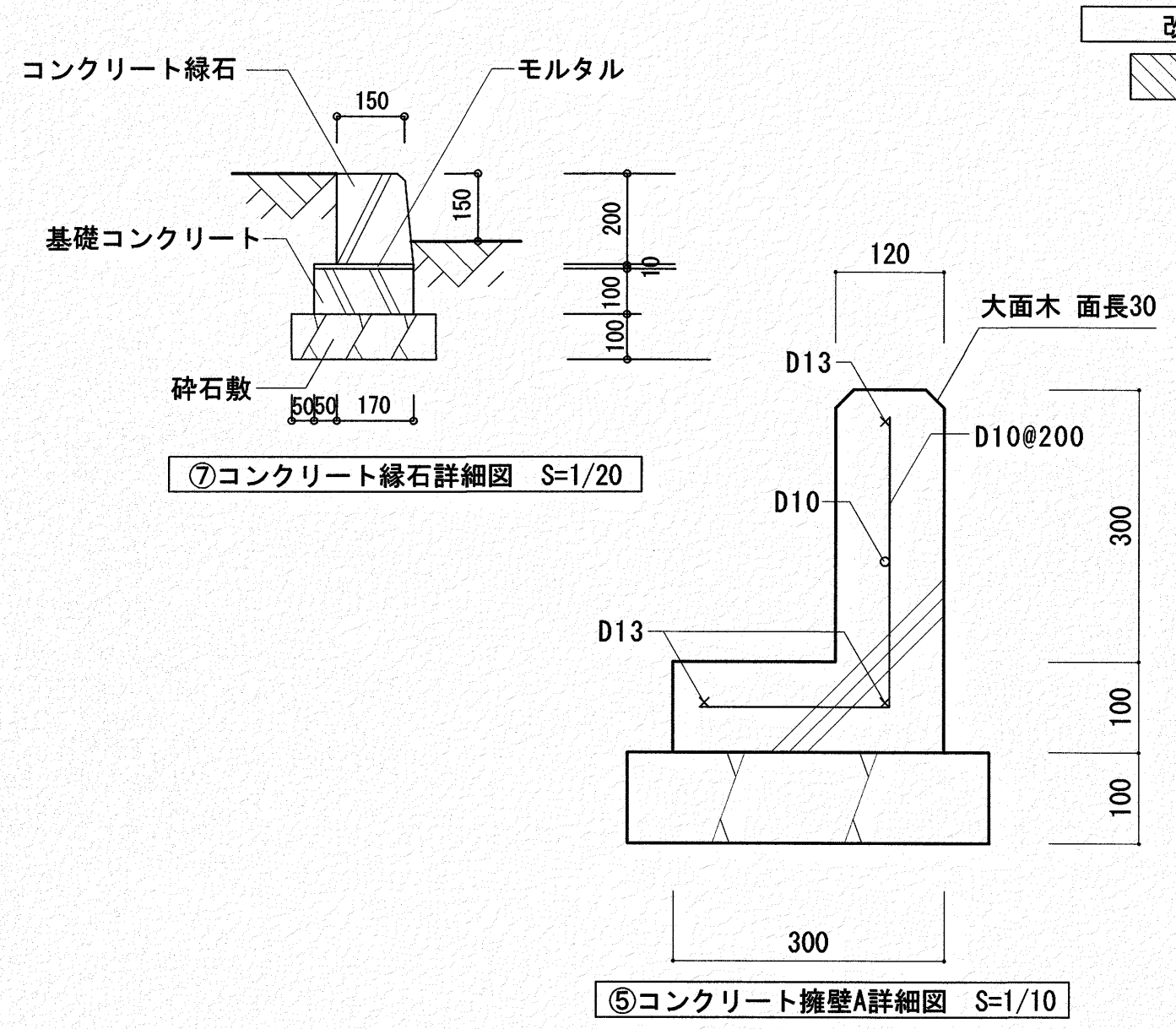
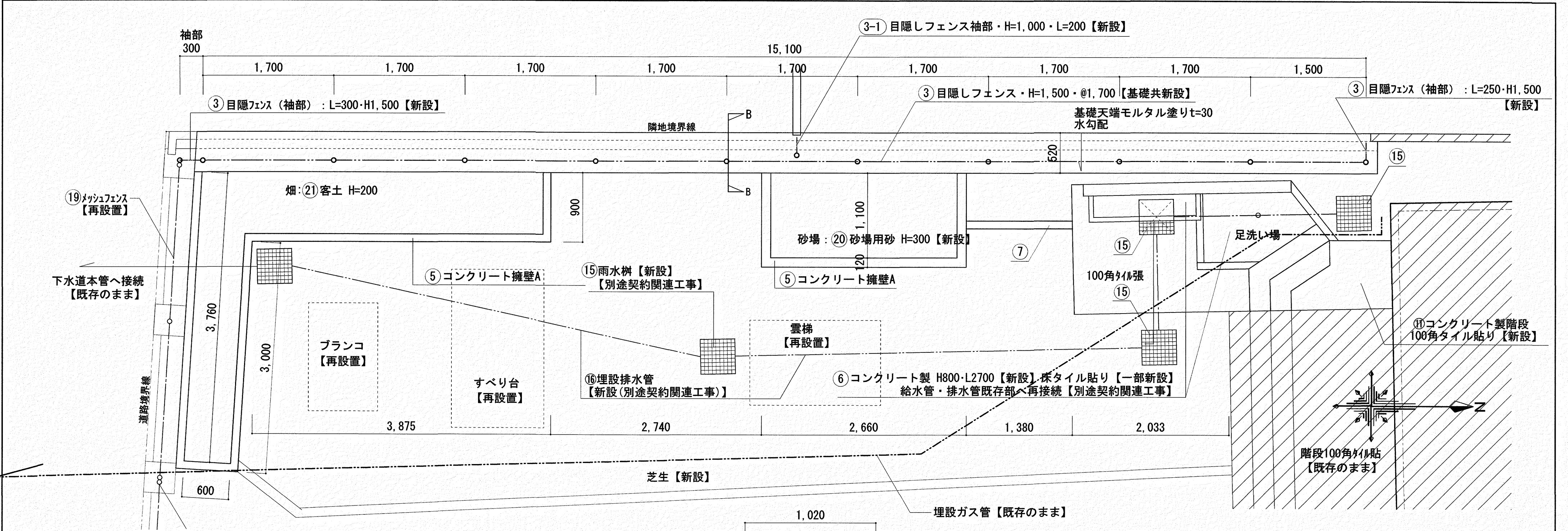


ベースプレート参考図 S=1/10

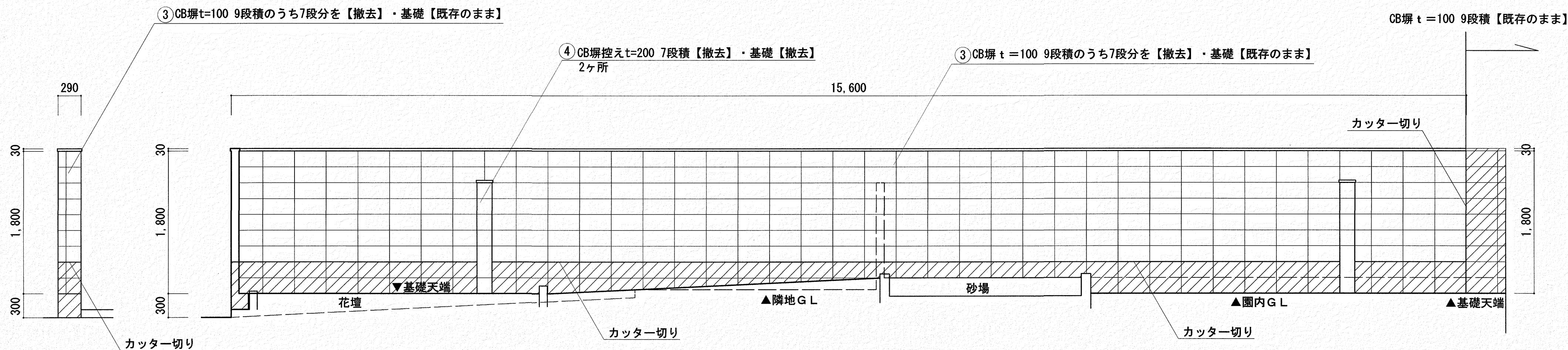


【塀B】改修後 東立面図 S=1/50

		いわと設計事務所 二級建築士事務所 高知県登録第1913号 二級建築士 高知県登録第4255号 岩戸 啓子 高知市中薬泉寺96 薬泉寺ハイウェイ西 TEL・FAX (088) 823-5551		高知市 都市建設部 公共建築課		工事名 ひまわり園外構改修工事		係	係長	課長補佐	課長	図面番号
						⑩ 森田 ⑪ 菅岡 ⑫ 松本 ⑬ 岡村						A-12
						図面名 【塀B】改修前・改修後 塀立面図		縮尺 1/50		作図 年 月 日		








いわと設計事務所 二級建築士事務所 高知県登録第1913号 二級建築士 高知県登録第4255号 岩戸 啓子 高知市中秦泉寺96 秦泉寺M71F西 TEL・FAX (088) 823-5551	高知市 都市建設部 公共建築課	工事名 ひまわり 園外構改修工事	係 	係長 	課長補佐 	課長 	図面番号 A-14
		図面名 【堀C】改修後配置詳細図・断面詳細図	縮尺 1/20・30・50	作図 年 月 日			

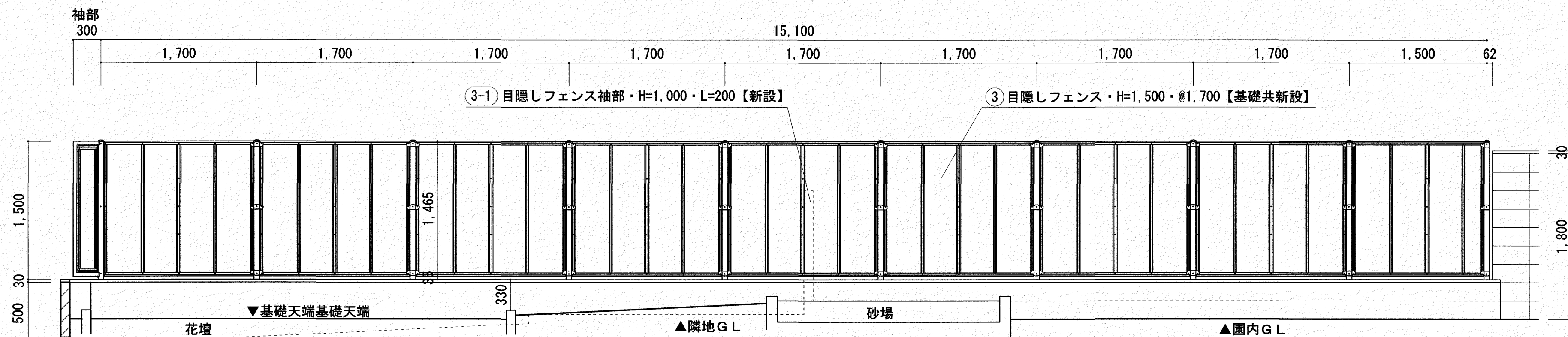


【塀C】改修前 南立面図 S=1/50

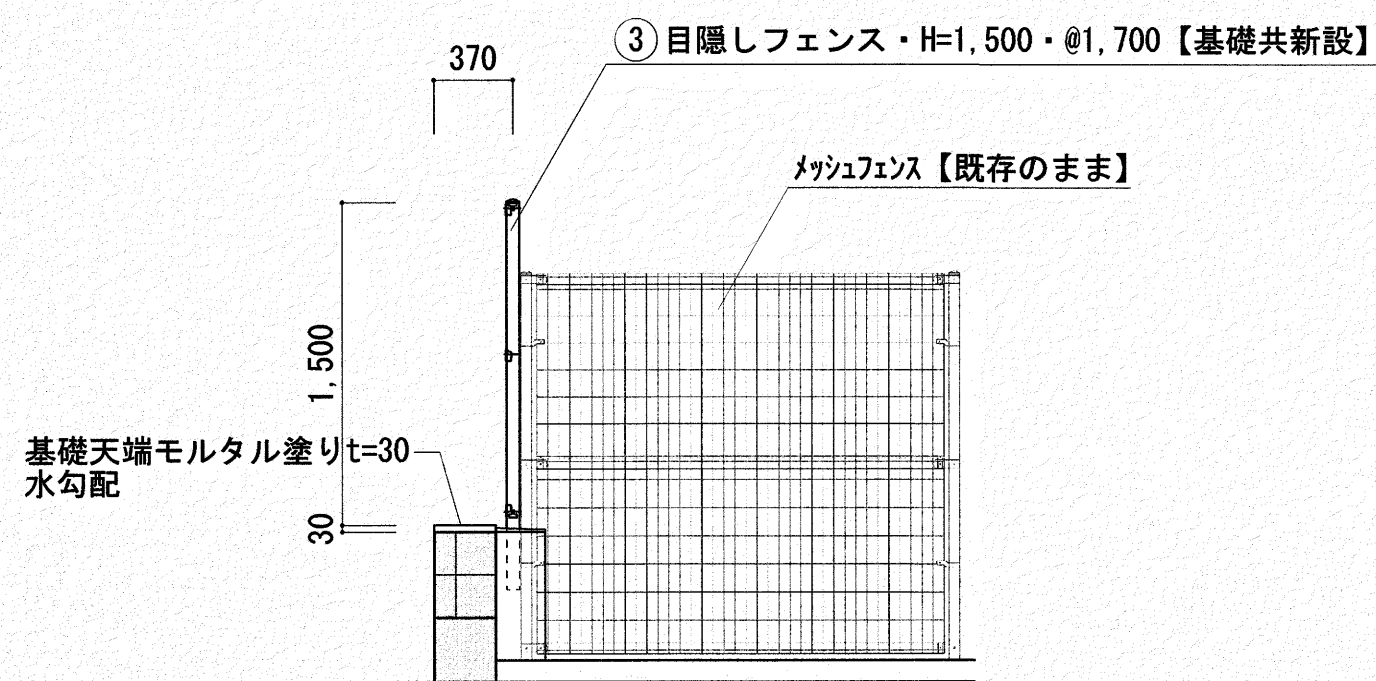
【塀C】改修前 西立面図 S=1/50

 . . . 既存のまま

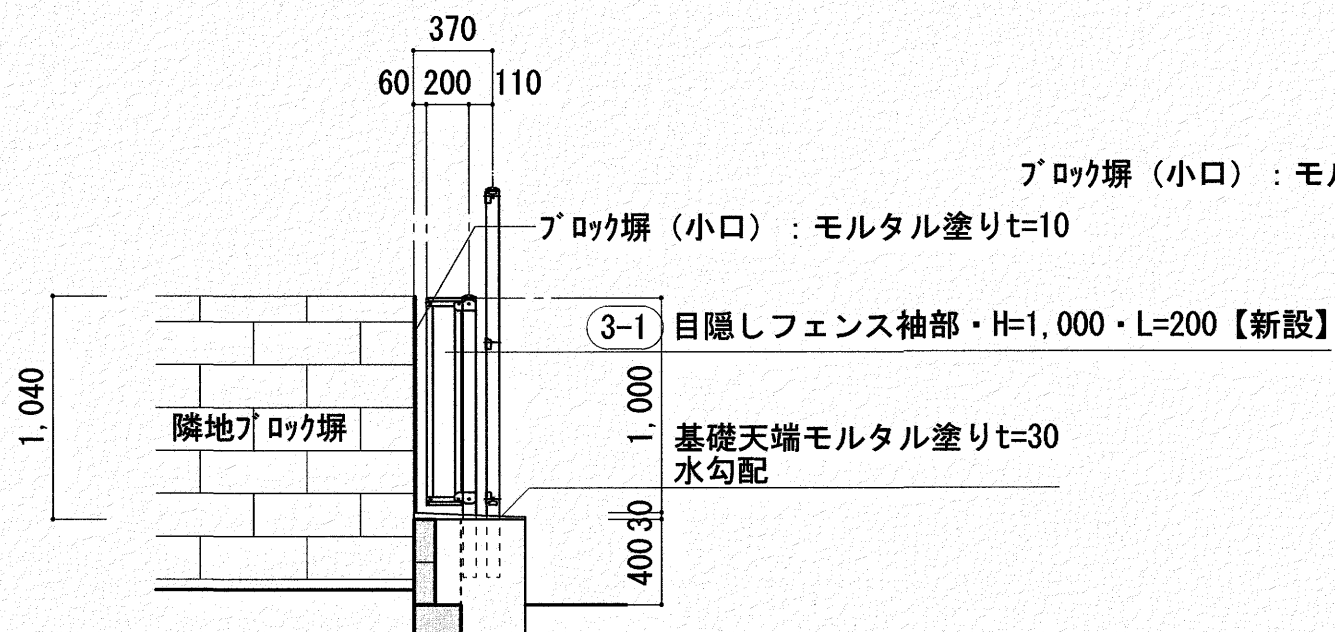
	いわと設計事務所 二級建築士事務所 高知県登録第1913号 二級建築士 高知県登録第4255号 岩戸 啓子 高知市中薬泉寺96 薬泉寺ハイフ西 TEL・FAX (088) 823-5551	高知市 都市建設部 公共建築課	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
			ひまわり 園外構改修工事					A-15
			図面名 【塀C】改修前立面図	縮尺 1 / 50	作図	年	月	日



【塀C】改修後 西立面図 S=1/50

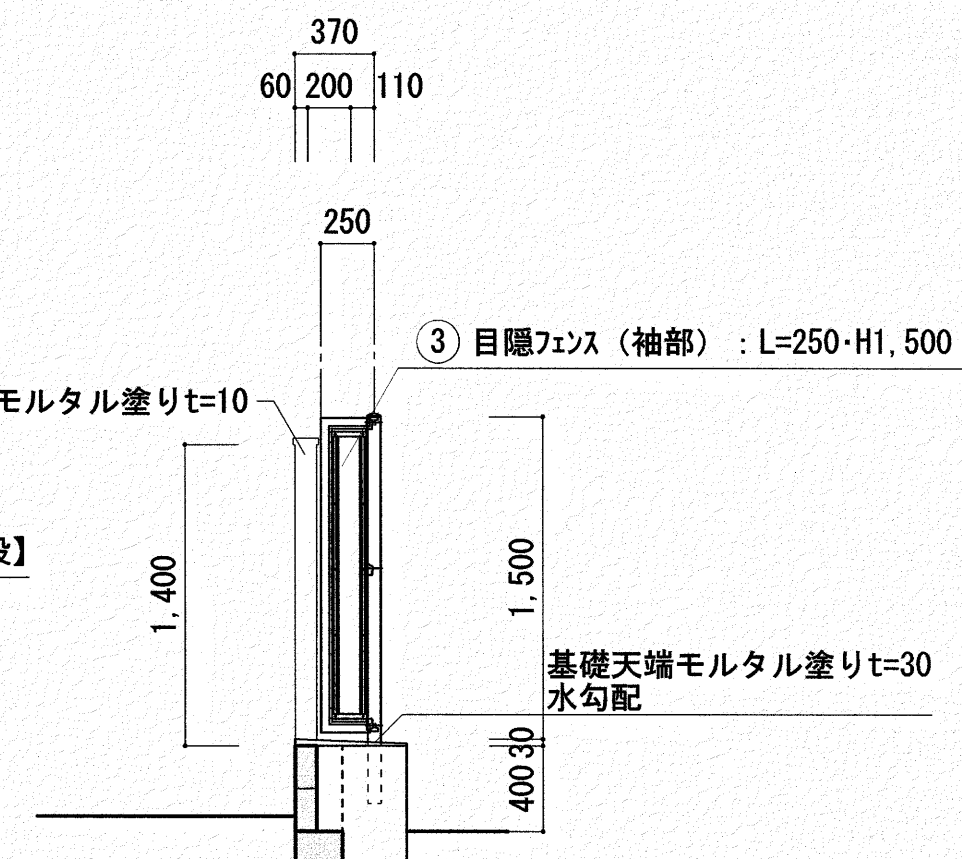


改修後 南立面図 S=1/50



【改修塀3-1】改修後 南立面図 S=1/50

隣地ブロック塀取り合い部
袖部



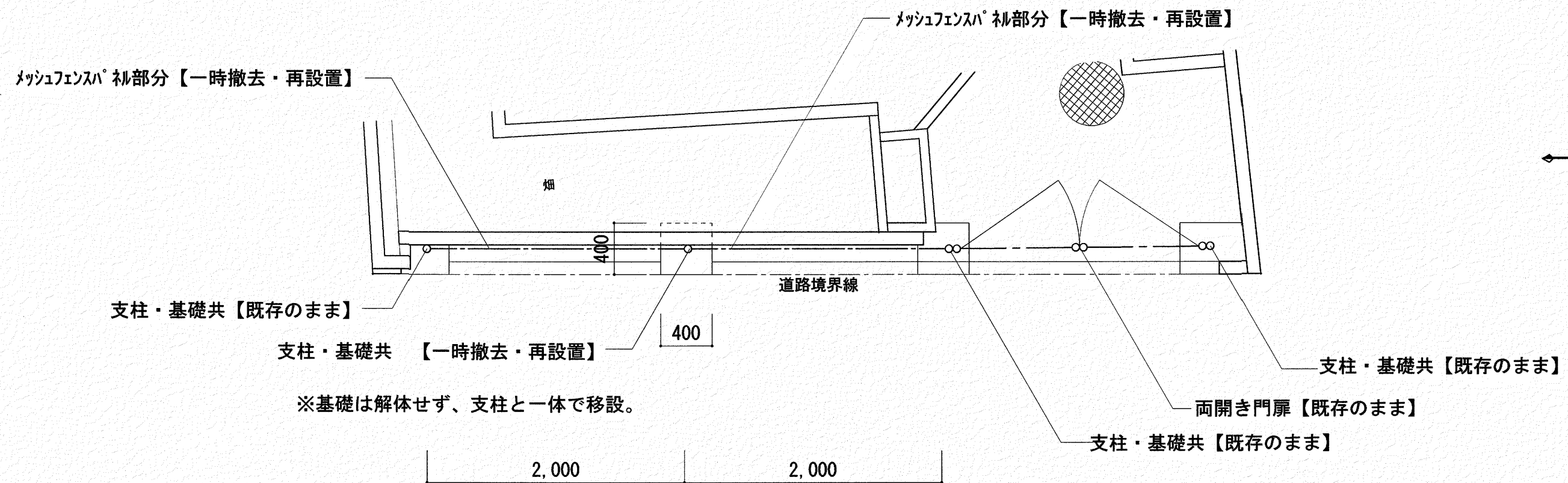
【改修塀3】改修後 南立面図 S=1/50

袖部

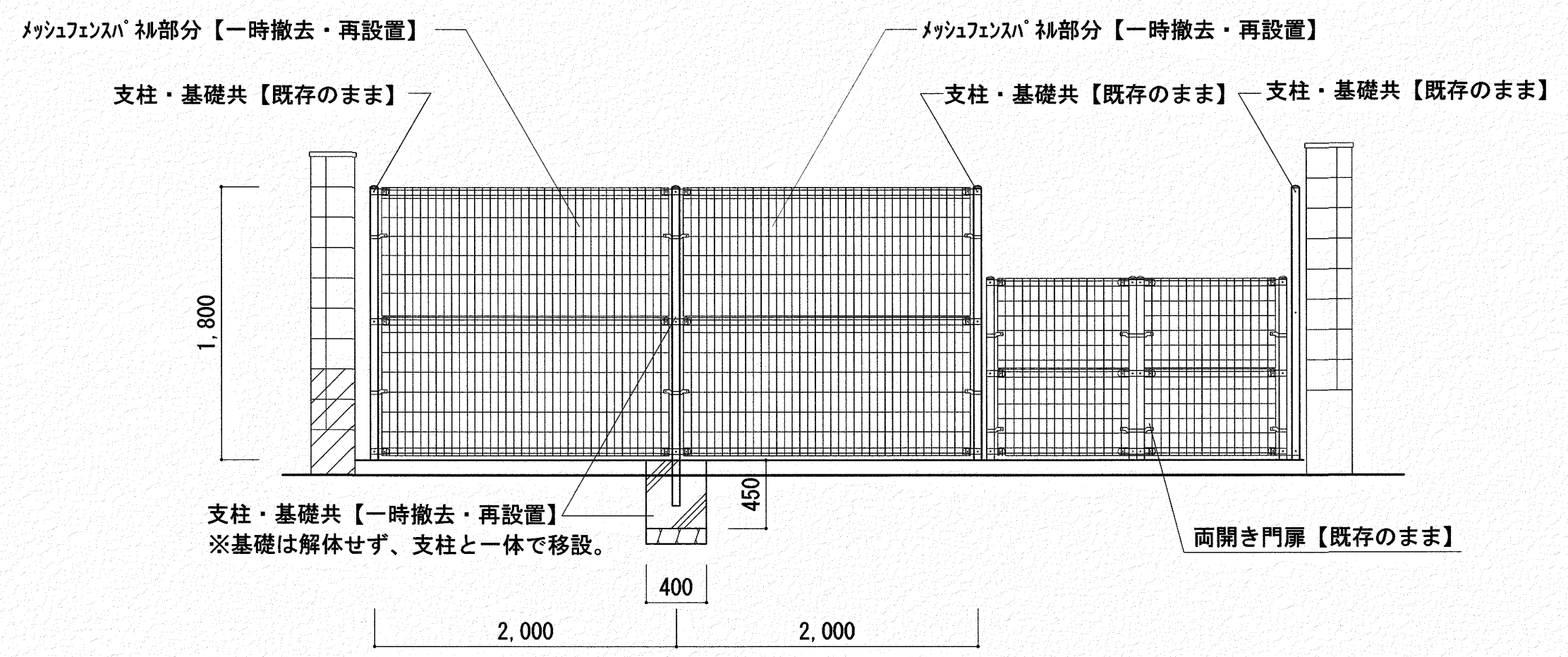
いわと設計事務所
二級建築士事務所 高知県登録第1913号
二級建築士 高知県登録第4255号 岩戸 啓子
高知市中薬泉寺96 薬泉寺ハイ1F西 TEL・FAX (088) 823-5551

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
ひまわり 園外構改修工事	田中	菅岡	松本	岡村	A-16
図面名 【塀C】改修後立面図	縮尺 1/30	作図	年	月	日

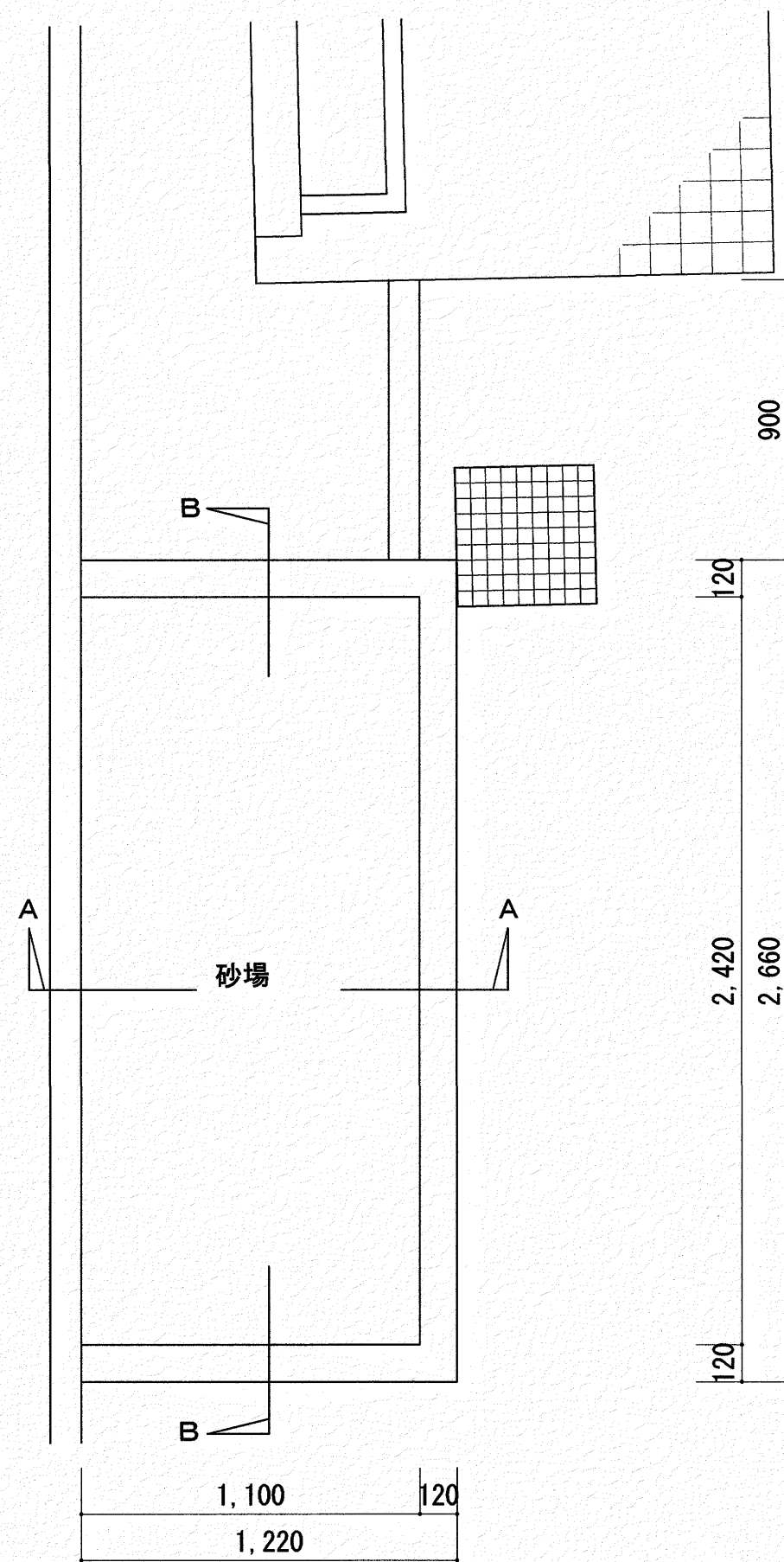


【塀D】改修前 配置詳細図 S=1/50

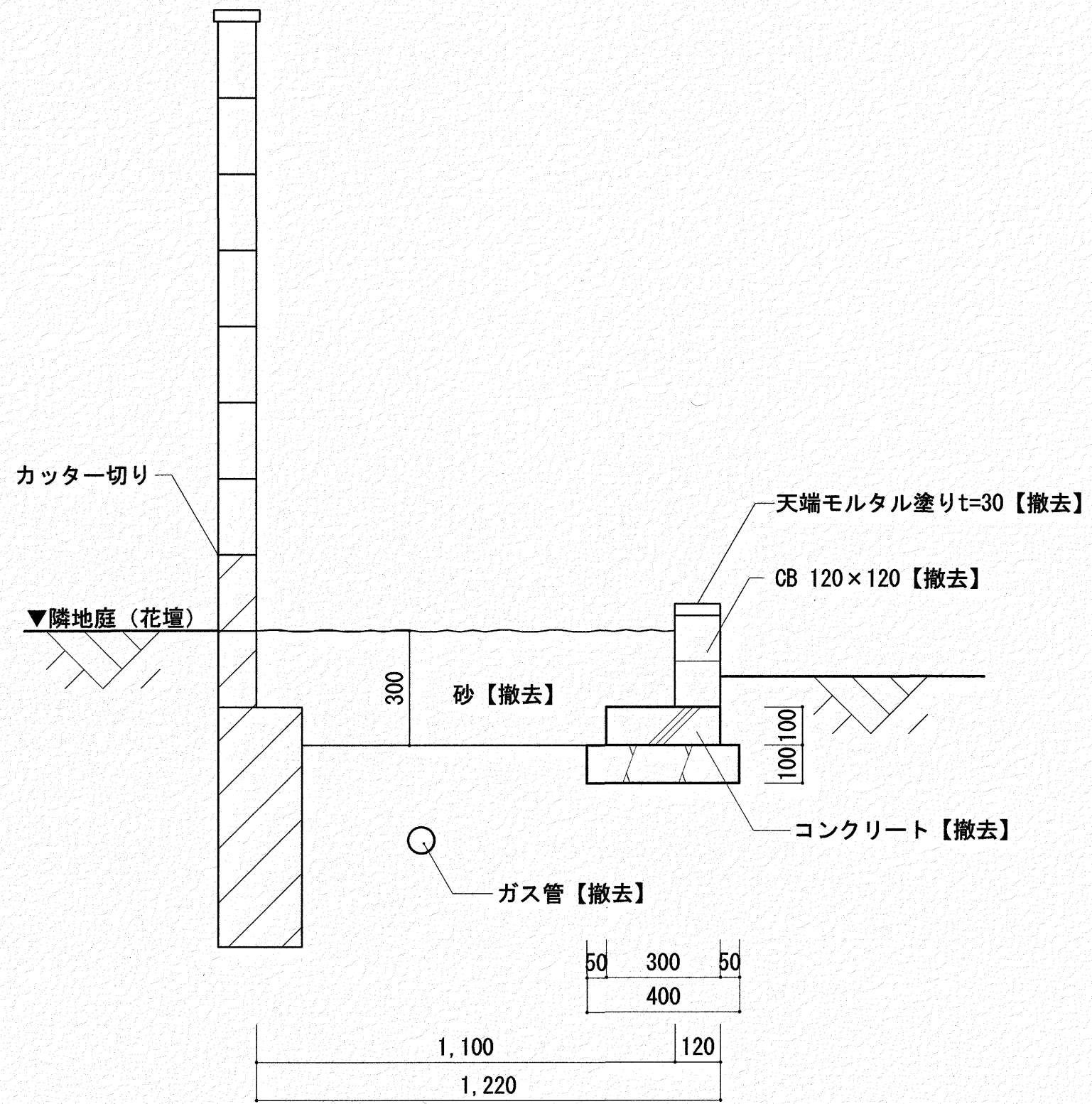
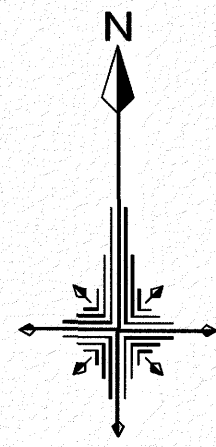


【塀D】改修前 南立面図 S=1/50

	いわと設計事務所 二級建築士事務所 高知県登録第1913号 二級建築士 高知県登録第4255号 岩戸 啓子 高知市中秦泉寺96 秦泉寺ハイ11F西 TEL・FAX (088) 823-5551	高知市 都市建設部 公共建築課	工事名 ひまわり園外構改修工事	係 	係長 	課長補佐 	課長 	図面番号 A-17
			図面名 【塀D】改修前 配置詳細図・塀立面図	縮尺 1/50	作図	年	月	日

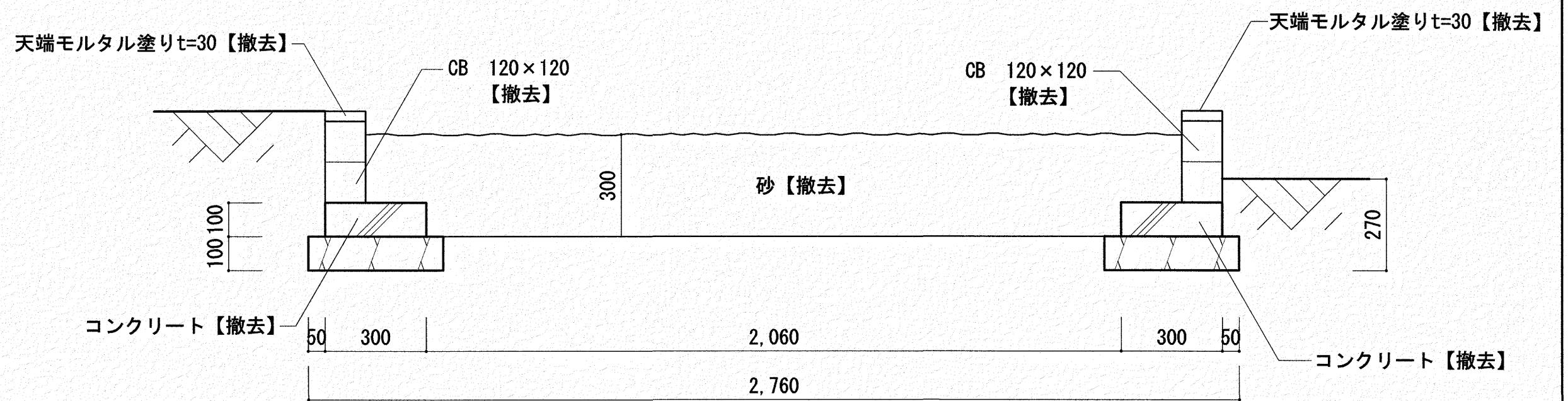


改修前 砂場平面図 S=1/30



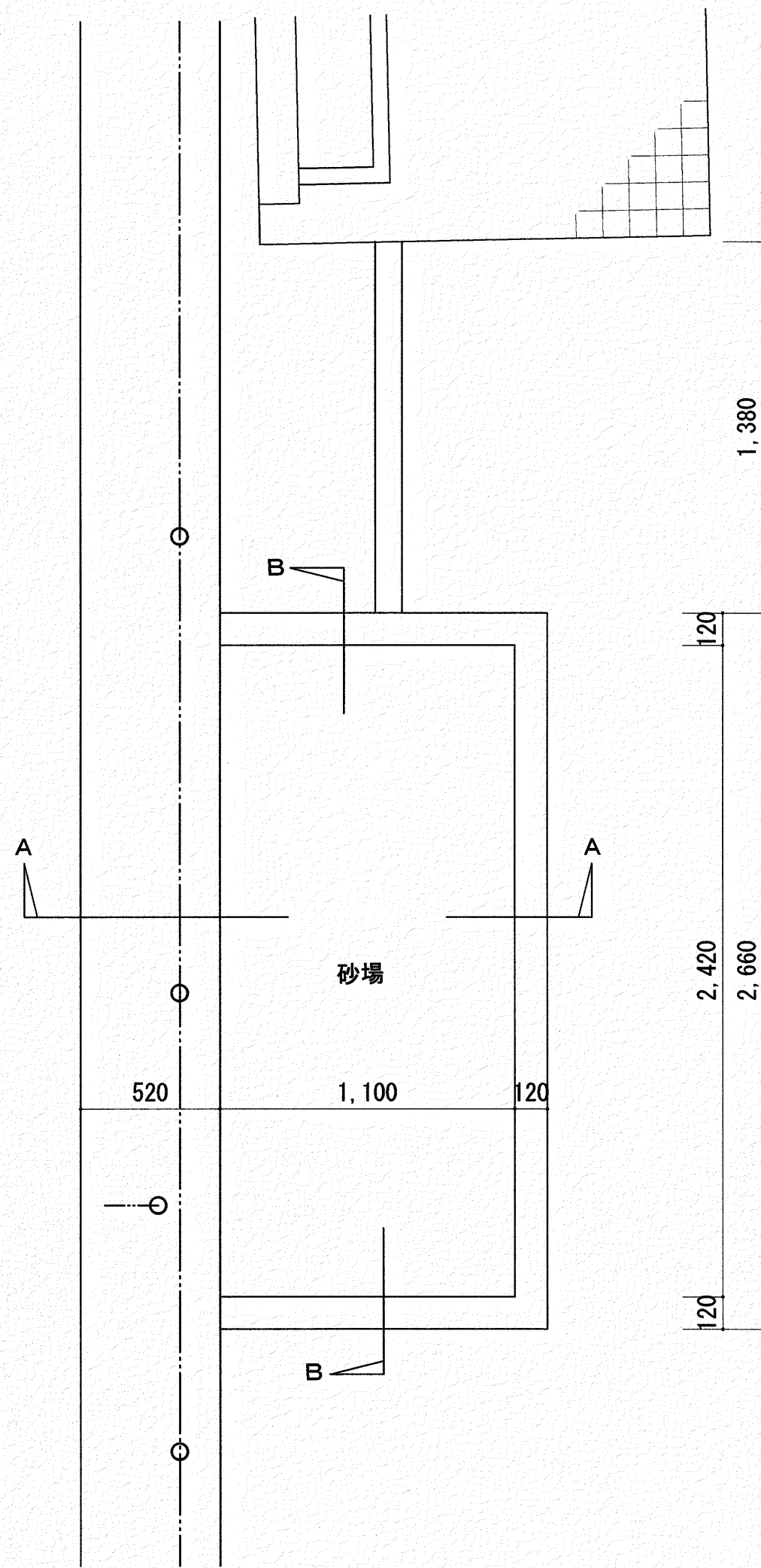
A-A断面詳細図 S=1/20

..... 既存のまま

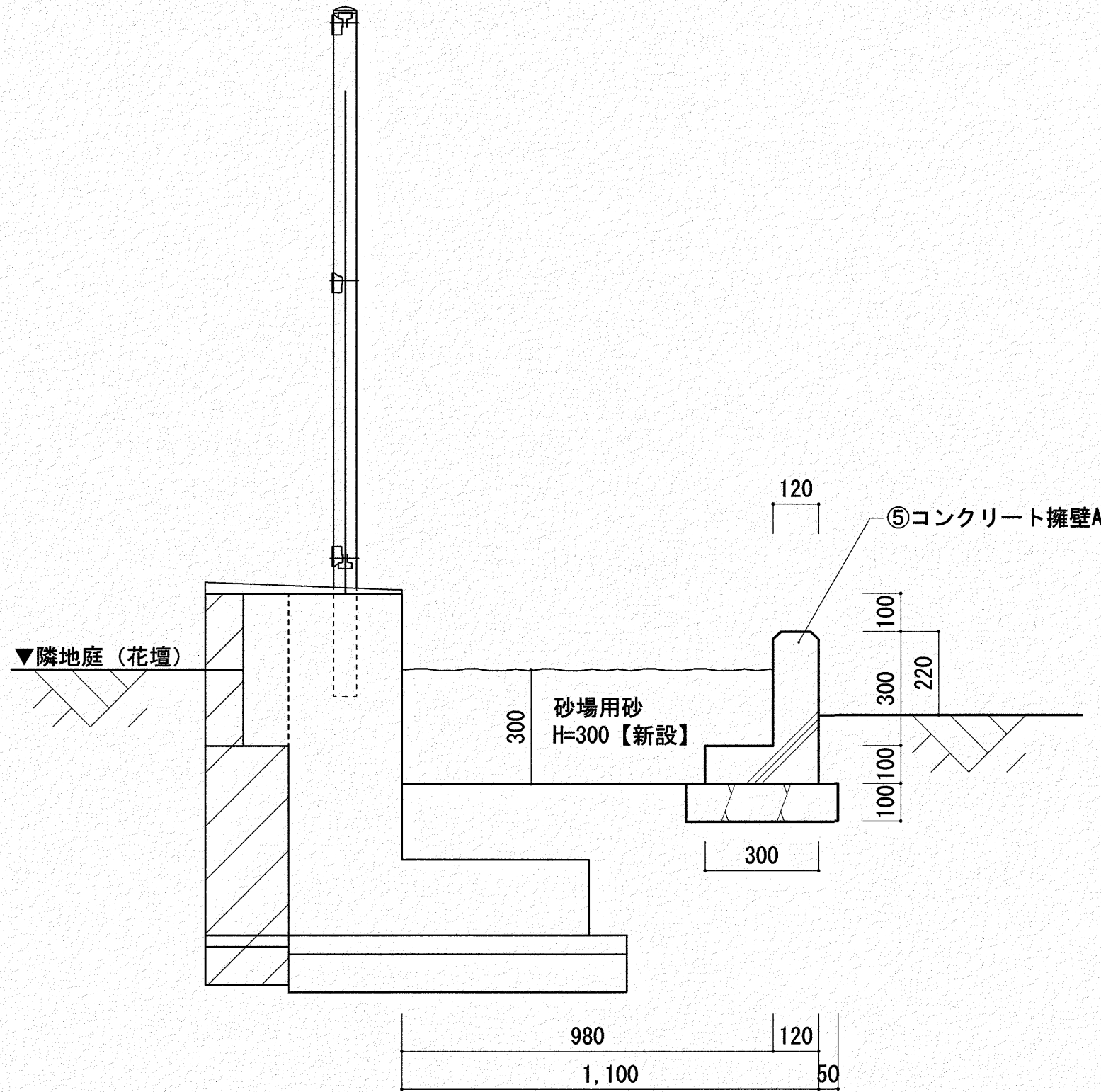
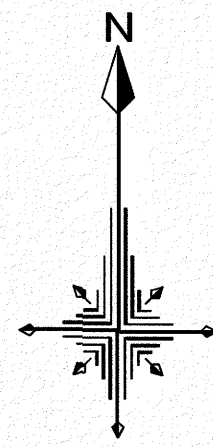


B-B断面詳細図 S=1/20

	いわと設計事務所 二級建築士事務所 高知県登録第1913号 二級建築士 高知県登録第4255号 岩戸 啓子 高知市中兼泉寺96 兼泉寺ハイウェイ西 TEL・FAX (088) 823-5551	高知市 都市建設部 公共建築課	工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
			ひまわり園外構改修工事					A-18
			図面名 【砂場】改修前平面図・断面詳細図	縮尺 1/20・30	作図	年	月	日

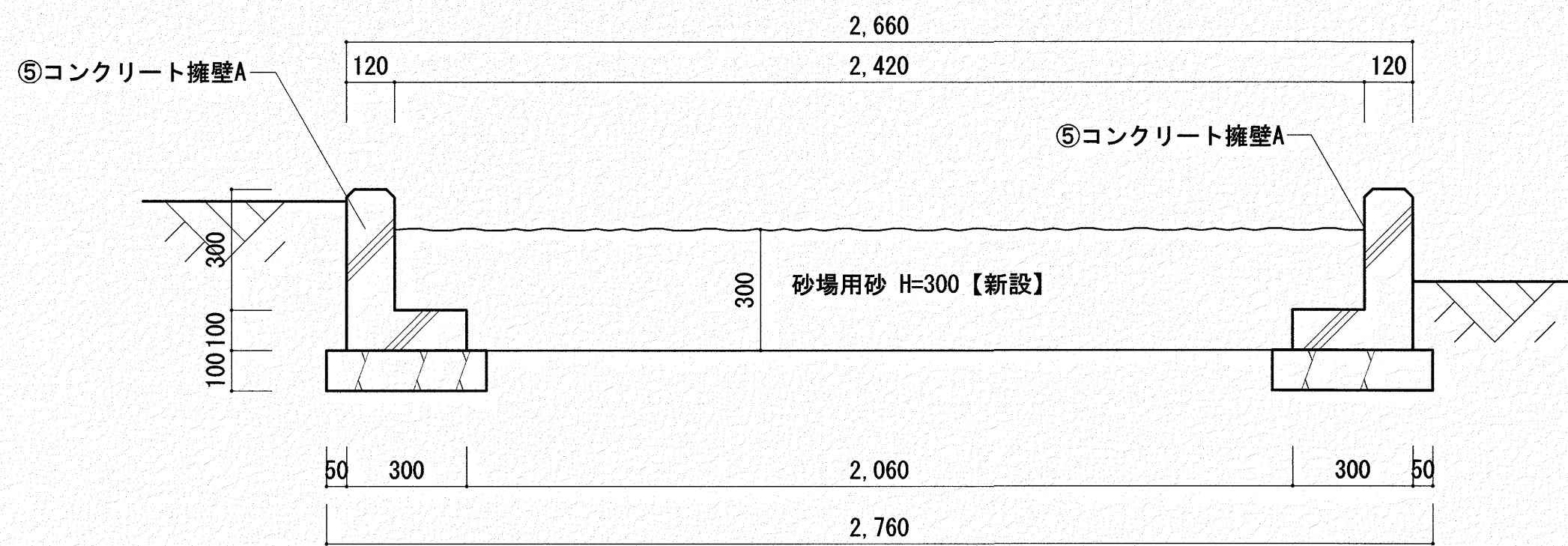


改修後砂場平面図 S=1/30



A-A断面詳細図 S=1/20

..... 既存のまま

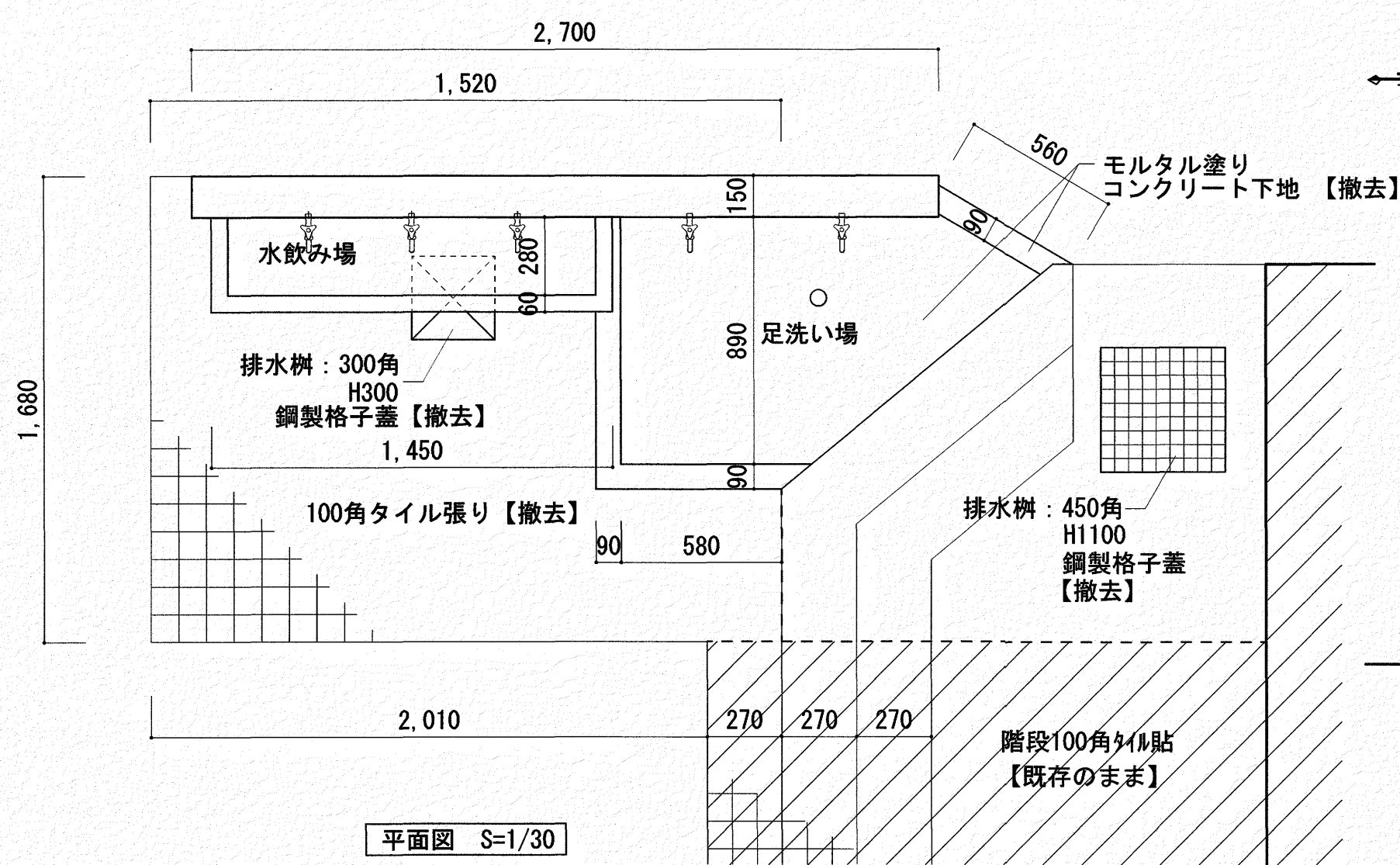


B-B断面詳細図 S=1/20

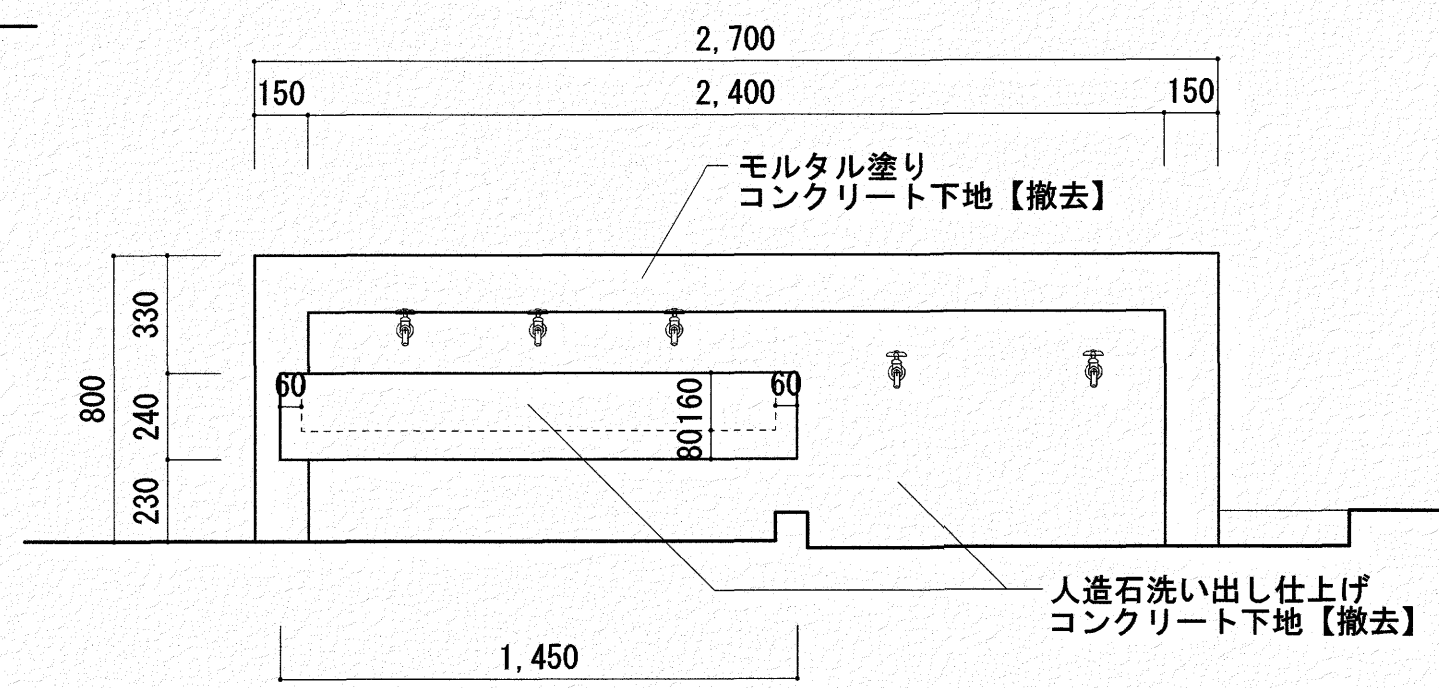
いわと設計事務所
 二級建築士事務所 高知県登録第1913号
 二級建築士 高知県登録第4255号 岩戸 啓子
 高知市中薬泉寺96 薬泉寺ハイ1F西 TEL・FAX (088) 823-5551

高知市 都市建設部 公共建築課

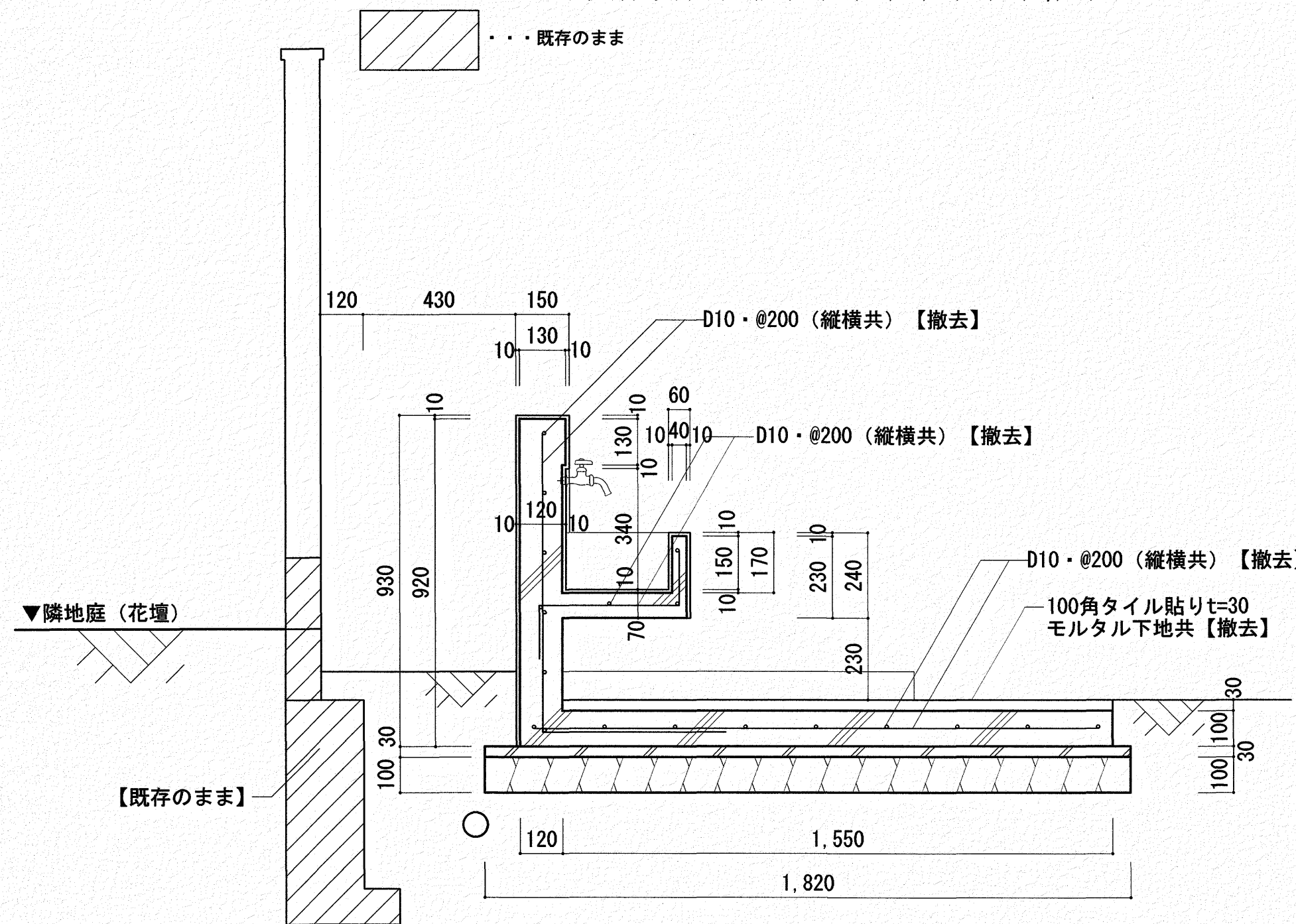
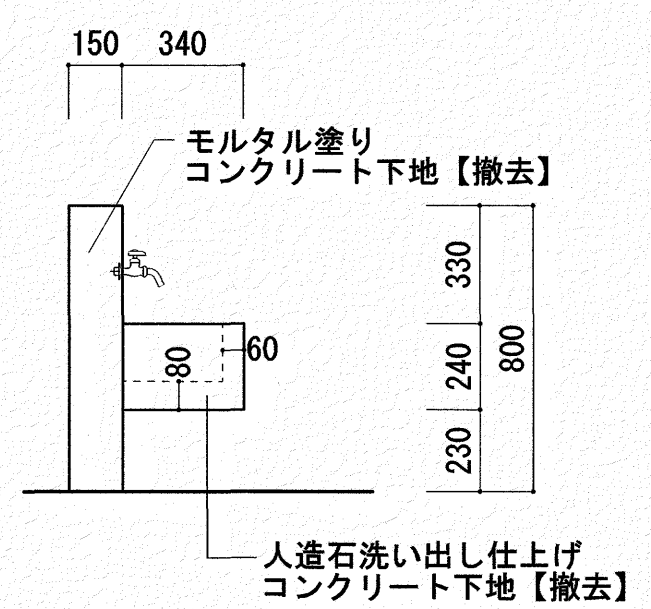
工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
ひまわり園外構改修工事					A-19
図面名 【砂場】改修後平面図・断面詳細図	縮尺 1/20・30	作図	年	月	日



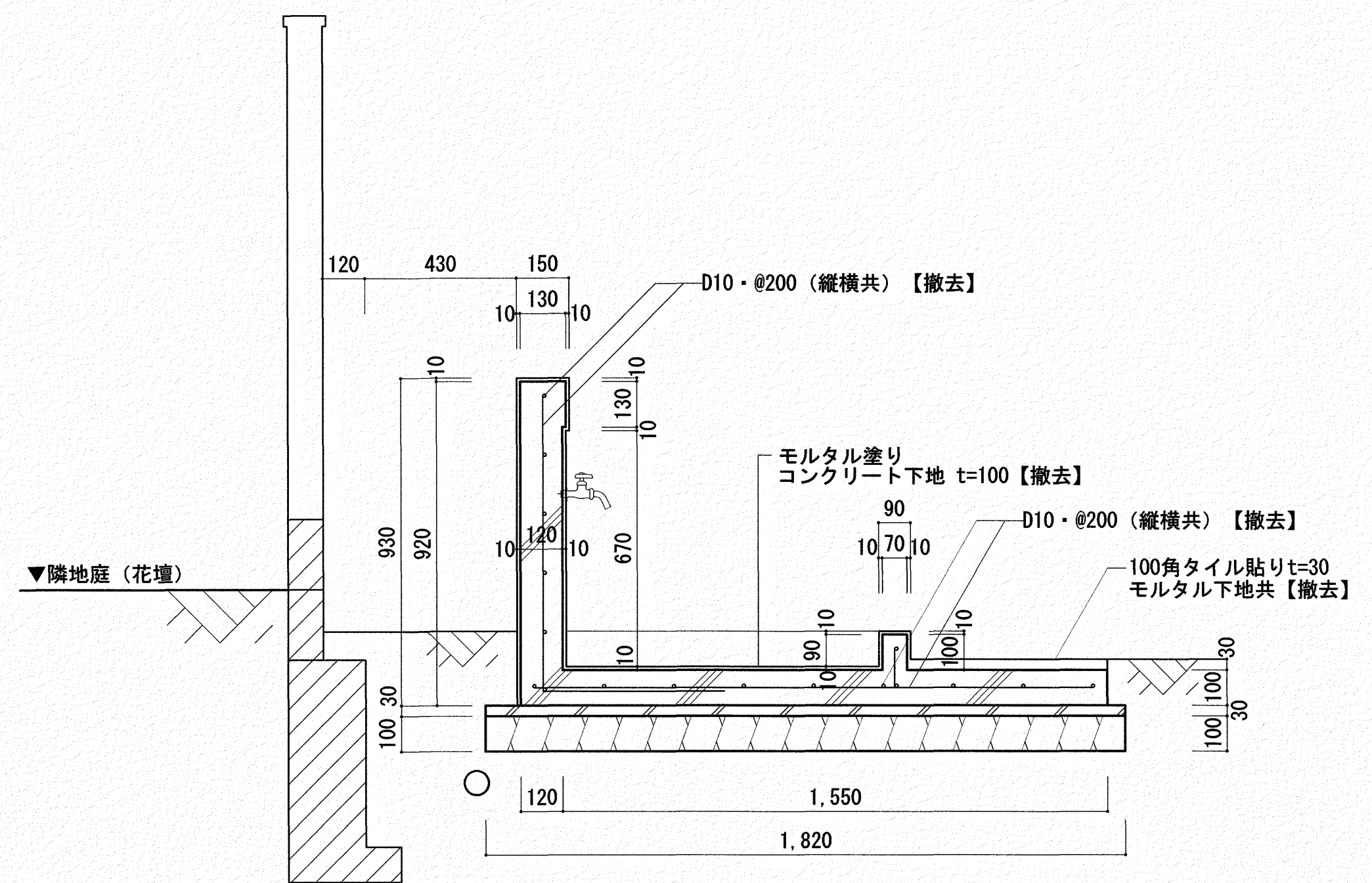
平面図 S=1/30



立面図 S=1/30



水飲み場断面詳細図 S=1/20

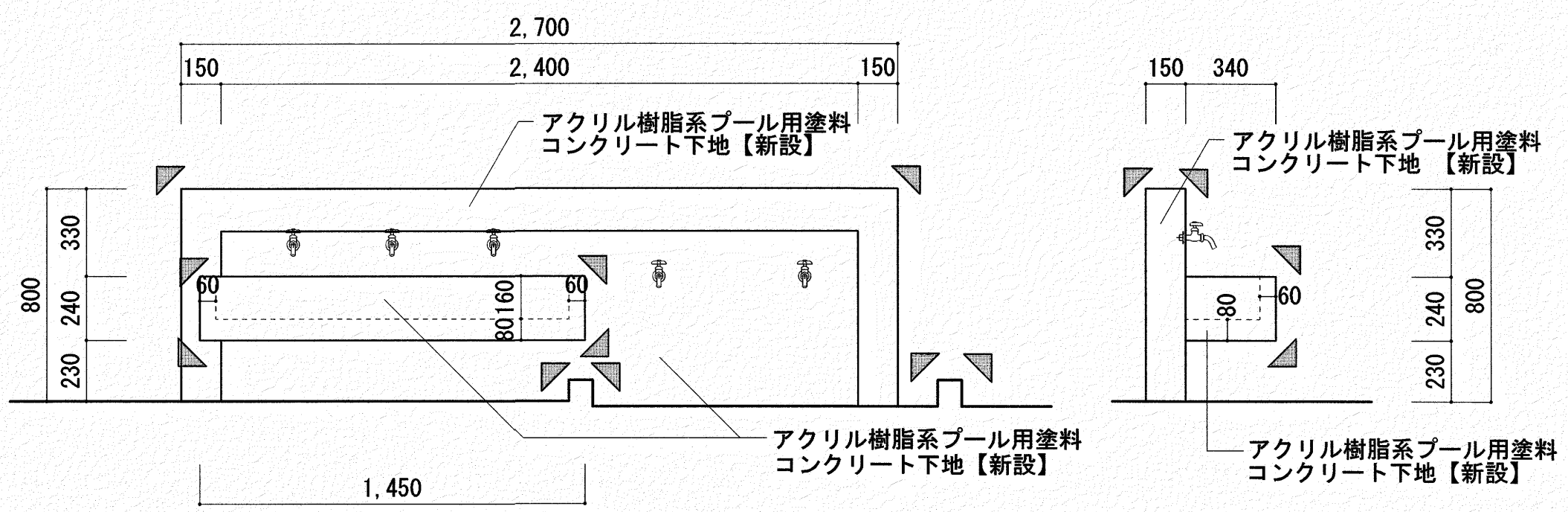
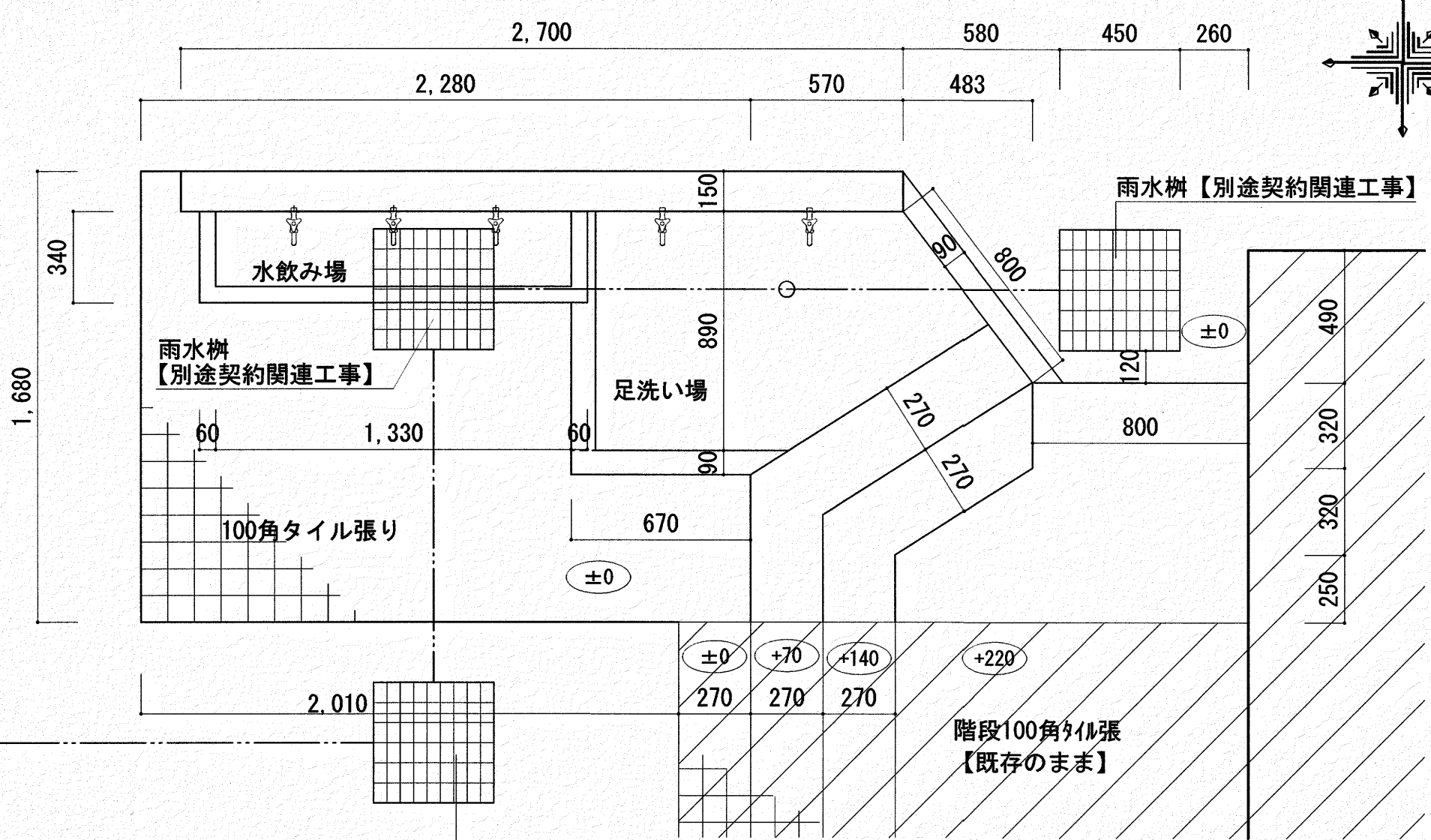
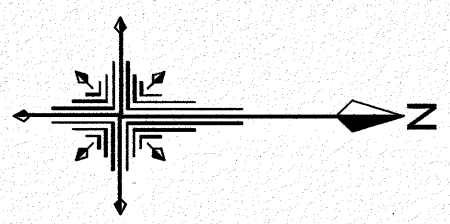


足洗い場断面詳細図 S=1/20

いわと設計事務所
二級建築士事務所 高知県登録第1913号
二級建築士 高知県登録第4255号 岩戸 啓子
高知市中秦泉寺96 秦泉寺ハイツ1F西 TEL・FAX (088) 823-5551

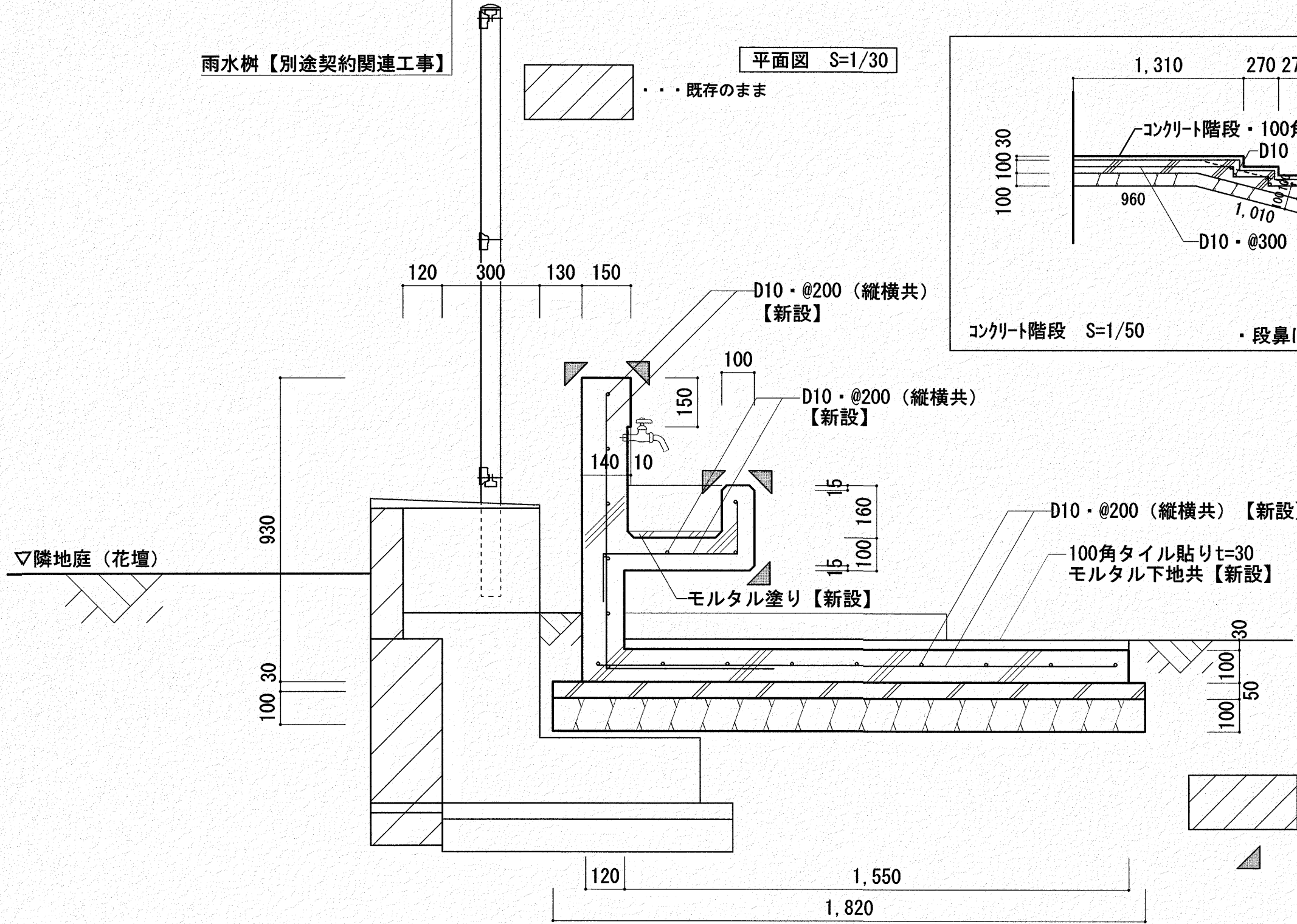
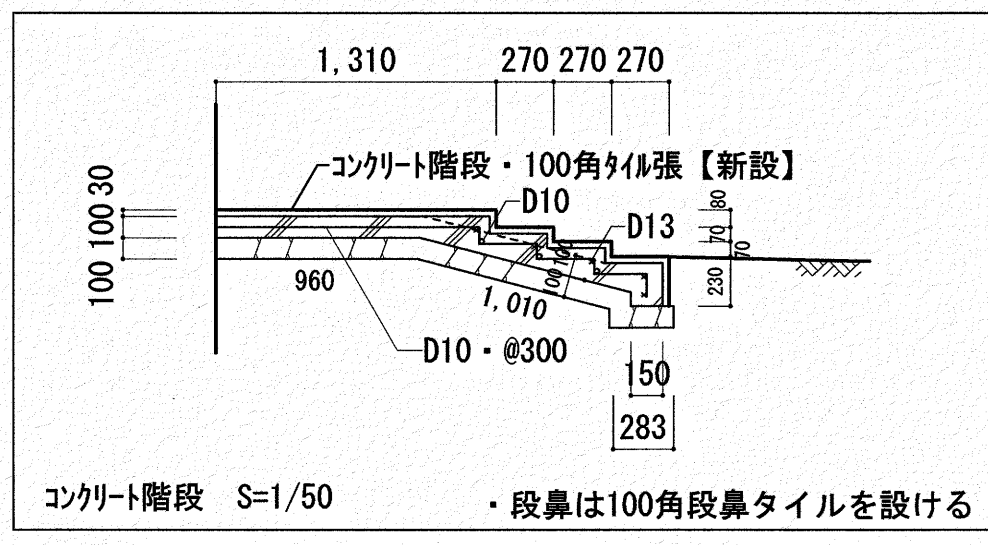
高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
ひまわり園外構改修工事					A-20
図面名【水飲み場・足洗い場】改修前詳細図・断面詳細図縮	作図	年	月	日	
尺 1/20・30					

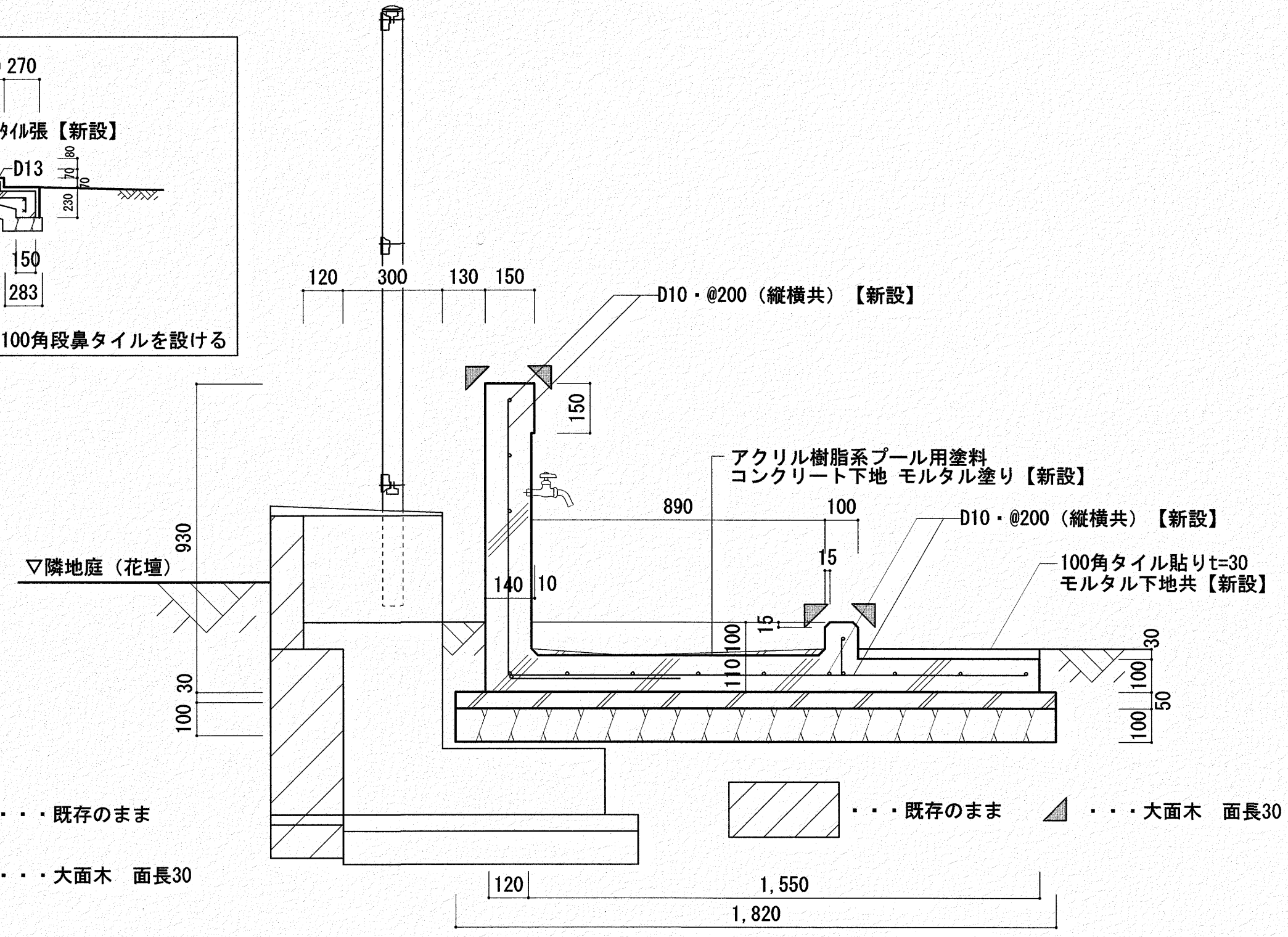


立面図 S=1/30 ▲・・・大面木 面長30

雨水樹【別途契約関連工事】
平面図 S=1/30
・・・既存のまま



水飲み場断面詳細図 S=1/20



足洗い場断面詳細図 S=1/20

いわと設計事務所
 二級建築士事務所 高知県登録第1913号
 二級建築士 高知県登録第4255号 岩戸 啓子
 高知市中薬泉寺96 薬泉寺ハイ1F西 TEL・FAX (088) 823-5551

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
ひまわり 園外構改修工事					A-21
図面名【水飲み場・足洗い場】改修後詳細図・断面詳細図縮	尺 1/20・30				作図 年 月 日